# 平成２４年第７回美幌町議会定例会会議録

平成２４年　９月１８日　開会
平成２４年　９月２０日　閉会

## 平成２４年　９月１８日　第１号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
（諸般の報告）
日程第　３　行政報告
日程第　４　発議第２号　　議員資格決定要求について（委員会報告）
日程第　５　　一般質問
７番　上　杉　晃　央　君
５番　中　嶋　すみ江　君
１番　新　鞍　峯　雄　君

○出席議員

| | | |
|---|---|---|
| | １番　新　鞍　峯　雄　君 | ２番　大　江　道　男　君 |
| | ３番　早　瀬　仁　志　君 | ４番　柏　葉　久　子　君 |
| | ５番　中　嶋　すみ江　君 | ６番　松　浦　和　浩　君 |
| | ７番　上　杉　晃　央　君 | ８番　岡　本　美代子　君 |
| 副議長 | ９番　坂　田　美栄子　君 | １０番　宗　像　密　琇　君 |
| | １１番　大　原　　昇　君 | １２番　吉　住　博　幸　君 |
| | １３番　橋　本　博　之　君 | 議　長１４番　古　舘　繁　夫　君 |

○欠席議員

○地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

| | |
|---|---|
| 美幌町長　土谷耕治君 | 教育委員会委員長　沖田　滋君 |
| 農業委員会会長　鈴木幸往君 | 選挙管理委員会委員長　松本光伸君 |
| 監査委員　髙木　清君 | |

○地方自治法第１２１条の規定による出席受任説明者

| | |
|---|---|
| 副町長　染谷　良君 | 総務部長　平井雄二君 |
| 民生部長　馬場博美君 | 経済部長　高木恵一君 |
| 建設水道部長　磯野憲二君 | 病院事務長　大村英則君 |
| 会計管理者　鈴木元春君 | 総務主幹　高崎利明君 |
| 電算主幹　植木恒則君 | 住民活動主幹　丸山俊夫君 |
| 財務主幹　矢萩　浩君 | 政策主幹　武田孝司君 |
| 契約財産主幹　村田純一君 | 税務主幹　大平幸雄君 |
| 環境生活主幹　谷川明弘君 | 児童支援主幹　佐藤和恵君 |
| 福祉主幹　井上和俊君 | 健康推進主幹　立花八寿子君 |
| 農政主幹　但馬憲司君 | 公社主幹　広島　学君 |
| 耕地林務主幹　伊成博次君 | 商工観光主幹　小室秀隆君 |
| 建設主幹　門別孝志君 | 建築主幹　佐藤　修君 |
| 水道主幹　澤畠雅俊君 | 病院総務主幹　橋本美典君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務連絡室次長 | 篠永幸男君 | 教育長 | 平野浩司君 |
| 教育部長 | 佐藤庄一君 | 学校教育主幹 | 藤原豪二君 |
| 学校給食主幹 | 石田勇一君 | 社会教育主幹 | 小西　守君 |
| 文化ホール調整主幹 | 石坂　聡君 | スポーツ振興主幹 | 田村圭一君 |
| 農委事務局長 | 岩田憲次君 | 選管事務局長監査委員室長 | 嶋田秀行君 |

**○議会事務局出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 浅野俊伸君 | 次長 | 荒井紀光子君 |
| 議事係長 | 水上修一君 | 庶務係長 | 那須清二君 |

午前１０時００分　開会

**◎開会・開議宣告**

**○議長（古舘繁夫君）**　おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、平成２４年第７回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

**◎日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（古舘繁夫君）**　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、３番早瀬仁志さん、５番中嶋すみ江さんを指名します。

---

**◎日程第２　会期の決定**

**○議長（古舘繁夫君）**　日程第２　会期の決定についてを議題とします。

去る９月１２日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

１２番吉住博幸さん。

**○１２番（吉住博幸君）**〔登壇〕　平成２４年第７回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る９月１２日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、議会提出案件として、議員資格決定要求について、陳情１件、意見書案２件ほかであります。

町提出案件としては、人事案件１件、議案４件、決算認定８件、その他報告事項であります。

本日、９月１８日第１日目は、まず町長から行政報告を受け、その後、議会提出案件である発議第２号議員資格決定要求についてを審議します。

この議員資格決定要求は、７月２６日開催の平成２４年第５回臨時会において、資格審査特別委員会に付託された、美幌町議会議員柏葉久子さんの資格決定に関する事項について、資格審査特別委員会より審査結果の報告があります。

続いて、一般質問に入りますが、通告順に上杉晃央さん、中嶋すみ江さん、新鞍峯雄さんの順に３名を予定しております。

第２日目、９月１９日は、前日に引き続き一般質問を行います。松浦和浩さん、坂田美栄子さん、大江道男さんの順に、３名を予定しております。

次に、諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦についてを審議し、続いて議案第４８号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第５１号平成２４年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてまでを審議します。

第３日目、９月２０日は、認定第１号平成２３年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第８号平成２３年度美幌町病院事業会計決算認定についてまでの平成２３年度各会計決算認定については、一般会計等及び企業会計の二つの決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、閉会中の継続審査とします。

次に、本定例会において、各団体からの陳情及び意見書の提出を求める要請、陳情を５件受理していますので、その取り扱いについて報告します。

日の出自治会からのあけぼの通り（町道）冠水被害の根本的対策を求める陳情については、本会議において即決することにいたします。

北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会からの森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書採択の要請。全国森林環境税創設促進議員連盟からの地球温暖化対策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択の要請。以上２件については、それぞれ意見書を作成し、国等の関係機関へ提出することにいたします。

また、新日本婦人の会美幌支部からの北海道電力泊原発の再稼働を求めないことを求め

る意見書の採択を求める陳情、北海道自治体労働組合連合からの米軍輸送機オスプレイの配備撤回及び国内飛行訓練中止を求める意見書提出に関する陳情については、議員間で内容を吟味する必要性があることから、資料配付の措置といたします。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を９月１８日から９月２０日までの３日間といたします。

なお、審議の進行状況によっては、日程を順次変更することもありますので、皆さんの理解と協力をお願いします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、日程上の御理解を申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から９月２０までの３日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（古舘繁夫君）**　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から９月２０日までの３日間と決定しました。

---

**◎諸般の報告**

**○議長（古舘繁夫君）**　諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

**○事務局長（浅野俊伸君）**　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承を願います。

なお、鈴木農業委員会会長、あす以降欠席の旨、松本選挙管理委員会委員長、本日の午後以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承を願います。

なお、報道機関の写真撮影等を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

**◎日程第３　行政報告**

**○議長（古舘繁夫君）**　日程第３　行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

**○町長（土谷耕治君）**〔登壇〕　本日、ここに平成２４年第７回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第１に、御寄附、御寄贈についてであります。

まず、まちづくりのために役立てていただきたいと、去る６月２２日に、町内新町１丁目３７番地の１１にお住まいの宮田博行様より、故宮田貢様が生前町にお世話になったことから１００万円を、８月２４日に北見市にお住まいの藤田直枝様、藤田英司様より、故藤田一男様が生前町にお世話になったことから１００万円を、次に町民会館「びほーる」での芸術文化鑑賞機会充実のために役立てていただきたいと、７月２日に町内大通り北３丁目、株式会社久山商店、代表取締役久山邦徳様より、創業１００年を迎えることから１００万円を、７月１０日に宮城県仙台市にお住まいの佐久間洋子様から、故佐久間重利様が生前美幌町にお世話になったことから２００万円を、さらに８月１０日には、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様より、町民会館「びほーる」の設備機能の充実のために１００万円をそれぞれ御寄附をいただいたとこ

ろであります。

続きまして、美幌町民会館「びほーる」オープンに伴う施設機能充実のため、６月２５日に美幌町農業協同組合代表理事組合長清野政彦様より、７０インチ液晶テレビ、シアターシステムラック、ブルーレイディスクレコーダー、各１点の総額１００万円相当を、７月４に文化ホール建設特定建設工事共同企業体の８社様より、プロジェクター、プロジェクター台、携帯型ロールスクリーン、各１点の総額１００万円相当を、７月５日に美幌ライオンズクラブチャーターナイト５０周年大会、実行委員長若林輝彦様より、ステージ用講演台、花台、司会台、金びょうぶ、びょうぶ保管庫各１点の総額３５０万円相当をそれぞれ御寄贈をいただいたところであります。

また、美幌ロータリークラブ会長福谷和夫様より、９月２３日に開催される創立５０周年記念式典での寄贈式に先立ち、７月１０日、「びほーる」にグランドピアノ１台、総額５００万円相当が納入されたところであります。

これらの御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいります。

第２に、職員の人事異動の発令についてであります。

去る９月１日付をもって、人事異動の発令をいたしたところでありますが、今回の異動は、教育委員会教育長の任期満了に伴う職員の配置がえを行った結果、５名の発令となったところであります。

第３に、大麦生産地包括連携協定書の締結についてであります。

美幌町は、オホーツク管内のビール大麦生産地である北見市、網走市、佐呂間町とともに、サッポロビール株式会社、サッポロホールディング株式会社と環境保全や観光など、幅広い分野において相互に連携・協力してまちづくりを進め、一層の活性化を図るための包括連携協定を７月３０日にオホーツク総合振興局において締結しました。

協定内容は、２市２町で異なり、本町の協定事項は、町民憲章に掲げる「ゆたかな明るいまちづくり」を進めることを目的とした包括的な情報交換及び意見交換を実施し、合意を得た具体的な事業について協働で取り組むものとなっております。

当面、本町のイベントにおける支援や、サッポログループが有するコンテンツを利用した広報活動、特産品の開発及びブランド化などの連携を進め、将来的にはさまざまな分野での御協力をいただき、本町の活性化を図ってまいりたいと考えております。

第４に、大雨に伴う被害状況についてであります。

去る７月３１日夜から８月１日にかけて、不安定な低気圧の影響により、マメダス美富観測所で２４時間降水量が９１ミリメートル、午前７時から８時までの時間降水量が４１ミリメートル、同様に豊岡観測所地区では６７ミリメートル、時間降水量が２７ミリメートルと集中豪雨を記録しました。

８月１日の午前８時５６分に大雨警報が発令されましたが、８時ごろには日の出地区の道路が広範囲に冠水し、住宅床下浸水のおそれがあったことから、土のう積み及び雨水排水の効率を高めるため、稲美樋門に常設の排水ポンプ３台を稼働し、被害の防止を図ったところであります。

被害の状況についてでありますが、８月１日から２日にかけ、市街地及び農村地域の調査を行った結果、道路施設としましては、市街地での道路冠水が２カ所、路肩及びのり面の崩壊などが１２カ所、土砂流出が９カ所、未舗装道路における路面洗掘が町内全域で確認され、被災箇所のほとんどは直営により復旧しておりますが、一部を発注により復旧を行うこととしております。

河川施設としましては、豊岡地区の木禽川にかかる町道第２５道路のセキレイ橋護岸ブロックが被災したことから、公共土木施設災害復旧事業で復旧を計画しているところであります。

また、町が実施する災害復旧箇所以外の木禽川被災箇所約１．６キロメートルにつきましては、北海道が公共土木施設災害復旧事業で復旧を計画しているところであります。

なお、このたびの大雨被害におきましては、速やかに応急措置等の対応を行っておりますが、今後さらに迅速で確実な災害対応の体制づくりを行ってまいる所存であります。

第５に、株式会社美幌峠牧場振興公社の解散に伴う清算結了報告についてであります。

美幌峠牧場は、昭和６０年から放牧を開始、６２年に冬期舎飼いもスタートを切り、それに合わせ、通年牧場を運営管理する目的で株式会社美幌峠牧場振興公社が昭和６２年３月３１日に設立されました。

それ以降、年間を通じた預託牛の受け入れを行い、平成３年度には１７万６，０３８頭のピークを迎えましたが、その後は減少傾向が続いたため、平成１６年度に経営診断を実施し、人件費削減などの運営体制の見直しを行い、一部回復は図ったものの、大幅な改善には至らず、町からの委託料の増加にも歯どめがかかりませんでした。あわせて、施設の老朽化などによる新たな投資の必要性等を考慮し、美幌峠牧場の事業を縮小することになりました。

これに伴い、町の直営による運営となることから、株式会社美幌峠牧場振興公社については、平成２４年３月２９日開催の臨時株主総会において、３月３１日付をもって解散することの決議がなされ、預託畜主の方々や取引業者などの皆様に御迷惑がかからないよう清算業務を進めてきたところであります。

清算に当たりましては、解散登記が４月５日に完了し、官報及び新聞により解散公告を行うとともに、清算人の届け出や未払い債権の弁済等について、清算人会、税理士、司法書士等の指導、助言を受けながら進めてきたところであります。

その結果、平成２４年８月３１日に株式会社美幌峠牧場振興公社の臨時株主総会を開催し、清算業務にかかる決算報告書の承認決議及び残余財産の処分決議がなされ、清算結了登記も完了し、清算業務のすべてが終了をいたしました。

昭和６２年の設立以来２５年にわたり、町議会議員初め預託農家、各関係団体及び町民の皆様に特段の御理解と御協力をいただきましたことに、心より深く感謝とお礼を申し上げ、株式会社美幌峠牧場振興公社清算結了報告とさせていただきます。

なお、清算結了に伴います株式会社美幌峠牧場振興公社出資証券精算金につきましては、補正予算として提案させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

美幌峠牧場は、冬期舎飼いを取りやめ、事業を縮小することになりしましたが、引き続き畜産振興に鋭意努力してまいる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

第６に、８月３１日現在の建設工事進捗状況についてであります。

提出しております参考資料のとおり、本年度に計画しております工事件数４２件のうち、土木工事５件、建築工事３件、上下水道工事１１件、公共下水道工事１件、浄化槽工事３件の計２３件の発注をいたし、消化率では件数で５４．８％、工事額で６８．９％となっております。

なお、債務負担行為により施工の（仮称）文化ホール建設に係る工事４件は、７月１０日にすべて完成いたしております。

第７に、農作物の生育状況についてであります。

６月は寒気の影響で全般的に低温傾向にあり、１７日には台風４号の影響により降雨に見舞われましたが、農作物への影響もなく推移し、平均気温は平年を下回りましたが、積算日照時間は平年を大きく上回りました。

７月は全般的に安定し、降雨量も少なく、平均気温及び積算日照時間も平年を上回りました。

８月は、１日早朝に気圧の谷が通過し、上空に冷たい空気が入ったため、大気の状態が不安定となり、激しい降雨となりました。

農作物については、麦類、てん菜、タマネギ及びバレイショの圃場４．６ヘクタールで一部倒伏や滞水が見られましたが、影響はないものと考えております。

また、中旬までは大気の状態が不安定なため安定しない気象状況となり、平均気温及び積算日照時間は平年を大きく下回りました。

このような気象状況から、各作物の８月１５日現在の生育状況は、水稲は８月上旬の気温及び日照時間が平年を下回り、初期登熟がおくれ、「不良で３日おくれ」であります。

秋まき小麦の収穫作業は終了しましたが、７月が全般的に安定し、降雨量も少なく、平均気温及び積算日照時間も平年を大きく上回り、穂を出し開花・受粉してから成熟するまでの登熟期間が確保できたことから、粗原収量及び粒張りが良好であることから、「良」であります。

ただし、８月上旬の天候不順により、収穫作業は平年に比べ、８日程度のおくれでありました。

春まき小麦も、秋まき小麦の収穫作業のおくれから、平年に比べ３日おくれで収穫作業は終了しましたが、登熟期間が長く、日照時間も長かったため、収量、品質ともに良好で、「並、２日おくれ」であります。

てん菜は７月の安定した気候により生育が進みましたが、移植間もない低温の影響から生育が追いつかず、「並で２日おくれ」であります。

バレイショは、茎長は平年を上回りましたが、茎数で平年を下回っており、「やや不良で２日遅い」であります。

タマネギは、球径が平年を上回っておりますが、倒伏が平年よりおくれており、「並で２日遅い」であります。

豆類は、７月の安定した気候から生育が進みましたが、大豆は「並で４日遅い」、小豆は「並で２日遅い」、菜豆は「やや不良で２日遅い」であります。

サイレージ用トウモロコシは「やや不良で３日おくれ」であります。

牧草は、７月の安定した気候により生育が進み、「並」であります。

なお、６月から８月１５日までにおける気温、降水量及び日照時間については、参考資料のとおりであります。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

人事案件について。

人事擁護委員渡部順子氏、長岡敬幸氏は、本年１２月３１日をもって任期満了となりますので、引き続き渡部順子氏、長岡敬幸氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて御意見を賜りたいのであります。

条例の改正について。

議案第４８号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定については、町民会館「びほーる」の完成に伴い、教育文化会館基金を廃止し、新たな芸術文化振興基金の創設及び町営住宅敷金基金の運用益金処理等の改正を行うものであります。

各会計補正予算について。

まず、一般会計の主なものとしては、地域集会室用建物改修経費として１，２３６万円、青年就農給付金として３００万円、豊栄地区営農用水施設送水ポンプ等修繕料として４１２万７，０００円などの補正を行おうとするものであります。

次に、特別会計についてでありますが、国民健康保険特別会計については、額の確定に伴う後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金及び平成２３年度補助金の確定に伴う返還金を、介護保険特別会計については、平成２３年度介護給付費地域支援事業費の精算による財源調整及び国庫負担金等の返還金などの補正を行おうとするものであります。

決算認定について。

平成２３年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計について、監査委員の決算審査が終了しましたので、議会の認定を賜りたいことであります。

報告事項について。

報告第１４号健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、監査委員の意見を付し報告いたします。

報告第１５号資金不足比率については、公営企業に係るもので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の意見を付し報告いたします。

なお、細部については、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いをいたしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　これで、行政報告を終わります。

---

**◎日程第４　発議第２号**

**○議長（古舘繁夫君）**　日程第４　発議第２号議員資格決定要求についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、柏葉久子さんの退場を求めます。

（柏葉久子議員　退場）

**○議長（古舘繁夫君）**　この件につきましては、平成２４年第５回臨時会において、資格審査特別委員会に付託いたしておりますので、その審査報告書の審査の内容、以降及び資格決定書案について職員に朗読させます。

**○事務局次長（荒井紀光子君）**　朗読いたします。

５、審査の内容。

議員の資格については、議員の被選挙権の有無であり、議員の被選挙権を有することは、議員たる要件であるとともに、議員たる資格を維持するための要件である。

したがって、普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しないものであるときは、その職を失うものである。

また、議員の被選挙権の要件として、市町村議会の議員については、その選挙権を有する者で、年齢が満２５年以上の者がこれを有するとなっている。

さらに、選挙権を有する者とは、公職選挙法第９条第２項で、「日本国民たる年齢満２０年以上の者で、引き続き３カ月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する。」となっており、特に３カ月以上市町村の区域に住所を有するというのは、別の意味では、他の市町村に住所を移転した場合には、選挙権を失うことになるとともに、議員の場合は、議員の身分も失うことになる。

憲法第９３条では、地方公共団体の長や議会議員について、「その住民がこれを選挙する」と規定しており、地方自治法第１１条において、この住民に地方公共団体の選挙に参加する権利を認めていることから、被要求議員（本件の場合は柏葉議員）の住所、いわゆる生活の本拠地、事実上の生活の本拠地がどこにあるかが争点となるものである。

次に、住所の考え方について、行政上の住所としては、住民基本台帳法にのっとり、その住民票が、その市町村にあるということで足りるが、選挙の場合には、民法上の住所要件、いわゆる生活の本拠地と定義づけされており、実際に生活をしているところである。

住所は、生活の本拠であるから、本人の意思及び客観的事実を総合的に判断して、本人の日常生活関係、家族との連絡状況等の実情を調整して認定すべきであって、原則として家族の居住地にあると解されている。

７月２６日、坂田美栄子議員外３名から、柏葉久子議員の被選挙権の有無について、地方自治法第１２７条第１項の規定により、居住実態がないことの証明書を証拠書類として、会議規則第１００条の規定による「資格決定要求書」が提出されたことから、６名の議員で構成する「資格審査特別委員会」を同日開催の第５回美幌町臨時会において設置し、地方自治法第１００条第１項の調査権及び同第９８条第１項の検査権を付与した。

これまで、延べ８回の委員会を開催する中で、議員の資格に係る住所要件の判断に当たり、判例及び行政実例のほか、北海道町村議会議長会の指導を仰ぎながら慎重に審議に当たった結果、次のとおり意見の集約を見たので報告する。

（１）記録請求書による調査。

住所は、住民記録の提出により、美幌町字鳥里４丁目３番地の１５から、５月２５日に美幌町字元町１７番地の１太田下宿へ移転されて、さらに柏葉議員の夫及び長女は、７月１５日付で北見市へ移転し、柏葉議員だけが美幌の元町に住所を置いている状況になっていること。

次に、水道の使用状況について調査した結果、１月３１日に水道が閉栓され、５月７日に開栓しているが、７月３１日までの指針は、１月３１日と同じで使用された実態がないこと。

次に、電気使用量は、平成２３年１２月分の使用量に比べ、２月分が約半分の使用となっており、４月分に至っては、全く使用されていないこと。さらに、６月分以降の電気受給契約はないこと。

次に、電話の使用は、３月分は通常の約半分となっており、２月１５日以降の電話は使用されていないこと。

（２）柏葉議員からの聞き取りによる調査。

８月２７日に開催の第４回資格審査特別委員会において、柏葉議員に委員外議員として委員会に出席を求め、生活の本拠について聞き取りを行った。

美幌町を離れた日は２月で、７月３０日までは北見の次女のところに住んでいて、８月１日からは北見の娘婿（長女）のところに住んでいたとのこと。

郵便物については、鳥里４丁目３番地に住所があったときは、北見の娘のところへ転送する手続をとっていたが、現住所の元町１７番地の１の太田下宿あてについては、太田下宿から連絡をもらい、長女がとりに行っていたとのことであった。

２月１３日に、柏葉議員は体調不良から病院に行き、「平成２４年２月１３日から２カ月間の自宅静養を要する。」という診断書の交付を受け、議長に対し、この診断書とともに、４月１３日までの２カ月間の欠席届を提出して静養されていた。この病気の原因について、柏葉議員は、「夫の会社の破産が根底にある。」と証言された。

また、病院への通院については、８月２７日までに、２月１３日と５月８日の２回しか病院へは行っていないことと、４月１６日に議会活動の再開を宣言されたが、現在も北見市へ居住していること。

柏葉議員の夫が７月１５日に北見市に住所を移された状況から、「これからそこで生活をするということになるのではないか。」という質問に対し、「実際に生活の基盤が北見の娘のところにある。」と証言されたこと。

以上が、記録証明書による調査及び柏葉議員本人からの主な聞き取り内容である。

６、審査の結果。

（１）２月２日に柏葉議員本人から、「北見の娘のところにいます。」と議会事務局へ連絡があったことに加え、当委員会が調査した水道、電気、電話等のライフラインに係る使用実態がないこと。さらに、２月２日以前から家族は既に北見市に住んでおり、柏葉議員が病気になる前から、生活の本拠は北見市にあったものと判断した。

（２）柏葉議員の証言では、「家族の支えがなかったら生活ができない。」ということに対し、美幌で家族の支えを受けられる状況にはなく、さらに柏葉議員の夫が７月１５日に住民票を北見市へ異動したことは、今後生活の本拠となる住所を北見市に移したことを示しているものと判断した。

（３）柏葉議員は、資格決定要求書が出され、弁明の機会や答弁書の提出を求めても提出しなかったことや、住所を異動した元町１７番地の１太田下宿においても居住実態がないこと。さらに「実際に生活の基盤が北見の

娘のところにある。」と証言しているとおり、生活の本拠は北見市にあると判断した。

以上、当委員会では、柏葉議員に係る被選挙権の有無及び生活の本拠地について慎重に審査した結果、全員一致で柏葉議員が議員の資格を有しないこととすることに決定した。

７、資格決定書案。

別紙のとおり。

資格決定書（案）。

資格の決定を求めた議員、坂田美栄子議員、上杉晃央議員、新鞍峯雄議員、宗像密琇議員。

資格の決定を求められた議員、柏葉久子議員。

柏葉久子議員の議員の資格の有無につき、次のように決定する。

記。

１、決定。

被選挙権を有しない。

２、理由。

平成２４年２月２日、一身上の都合により、前住所地である鳥里４丁目３番地の１５から、北見市在住の次女のもとに居住。その後、体調不良を理由に、同年２月２１日から４月１３日までの約２カ月間、議会活動ができない旨を届け出るとともに、議会に対して欠席届を提出している。

２カ月間を経て、議会活動の再開を宣言されたが、引き続き北見市に居住しており、この間の鳥里での光熱水費の使用状況からも、生活の実態が美幌町にあったとは言えない。

さらに、柏葉議員が単身で住所を異動した現住所の元町１７番地の１太田下宿においても、平成２４年５月２５日に転居をしてから一切居住することがなく、生活の実態はない。加えて、平成２４年７月１５日には、鳥里に住所を有していた世帯主である夫が北見市に転出したことにより、柏葉議員の住所は家族の居住地にあると認められることから、生活の本拠は北見市にあり、美幌町には法で定められている住所要件を満たしていないと判断せざるを得ない。

以上の調査結果及び本人への聞き取りにより、柏葉久子議員は被選挙権を有しないと決定した。

平成２４年９月１８日、美幌町議会。

**○議長（古舘繁夫君）**　これから、本案について、委員長の報告を求めます。

１２番吉住博幸さん。

**○１２番（吉住博幸君）**　委員会報告にあるとおり、議員は議員たる資格を維持するために、被選挙権を有することが絶対条件であります。具体的には、公職選挙法第１０条で定める国籍、年齢、住所の要件を満たしていなければなりません。

このうち、住所要件が満たされているか、すなわち居住の実態がどこにあるか、生活の本拠はどこかについては、本人の意思及び客観的事実を総合的に判断して認定すべきとなっております。

また、公法上における住所の認定については、判例は、主観的な「住所とする意思」を必要としないとしていますので、客観的事実が審査において重要となります。

当委員会では、こうしたことを基本に、慎重に広範に審査を進めてまいりましたので、私からは議論の過程について御報告いたします。

まず、８月２７日の柏葉議員本人からの聞き取りの中で、柏葉議員は、病気との関係について主張されておりました。

しかし、行政実例では、「病院、療養所等に入院、入所している者の住所は、医師の診断により、１年以上の長期かつ継続的な入院治療を要すると認められる場合を除き、原則として家族の居住地にある。」とされておりますので、病気を理由に、居住実態のない元町１７番地の１の太田下宿を居住地と認めることはできないものであります。

また、病院への通院についての質問に対して、２月１３日以降、議員活動の再開を４月１６日に宣言されてから８月２７日までの間、これは聞き取り調査を行った日でありますが、５月８日の１回しか病院へは行ってい

ないとのことでありました。

さらに、北見にいるときは、娘とか御主人といるのは全然大丈夫で、買い物でも何でもできるが、美幌では一人で買い物に行くことや、ほかの人と歩くこともできない状態で、今の段階では、「家族の支えがなかったら無理である。」と証言をされました。

ここで、「家族の支えがなければ生活ができない。」という証言を検証すると、御主人は本年２月から既に北見市で生活しており、本年７月１５日には北見市に住所を移されております。

このことについては、「これからもそこ（北見市）で生活をするということになるのではないか。」という質問に対しては、「実際に生活の基盤が北見の娘のところにあるのは、それはもう間違いないことなので、うそを行っても始まりません。」と証言されています。

この証言から、委員会報告書のとおり、議員としての資格に係る生活の本拠たる居住実態が、本年２月から既に北見市にあったということは明白であると判断したところです。

加えて、柏葉議員は美幌町に住所がなければ議員の資格を失うことは承知していることから、夫が北見市に転出しても、本人だけ住民票を美幌に残していますが、住民票の有無が住所を有することの絶対要件ではありません。

さらに、病院の通院も、８月末までに初診を含めて計２回行っただけであり、病気を理由に北見市での居住を主張していることは、議員たる要件である被選挙権の有無を審査する場合、生活の本拠が美幌町にあるとは言えないし、公人として議員たる要件を満たしていないと言わざるを得ず、町民にも説明がつかないものと判断し、柏葉久子議員が被選挙権を有しないと決定したものであります。

議員資格の決定は、美幌町議会としても初めてのことであり、ともに町政のために労してきた同僚議員を議員資格なしとすることは、委員会としても苦渋の決断でありましたことを申し添えておきたいと存じます。

また、これに要した内容の中で、地方自治法１００条第１項により提出を求めた記録等について御紹介だけをしておきます。

戸籍の附票の全部証明。

平成２３年１２月から平成２４年６月までの水道使用料。

平成２３年１２月から平成２４年６月までの電気使用量。

平成２３年１２月から平成２４年６月までの固定電話通話料。

平成２４年２月から平成２４年６月までに国民健康保険で受診した医療機関の名称及び受診した内容。

それとまた、議会が事務局にある資料として、柏葉氏のこれまでの経過と、それから柏葉氏の本会議及び委員会等の出席状況も審査の対象とさせたことを申し添えて、委員長の報告とさせていただきます。

**○議長（古舘繁夫君）**　これから、委員長報告に対する質疑を行います。

６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　ただいま委員長の報告を聞いた中で、議員として、法律のもとに確認をとりたいことがまず１点。それと、柏葉氏に対する聞き取りの中身について数点ほど。

まず１点目、これは法律という解釈の意味で、今回委員会の報告書の中に、特に３カ月以上市町村の区域に住所を有するというのは、別の意味では、他の市町村に住所を移転した場合に選挙権を失うとともに、議員の場合は、議員の身分も失うこととなるというくだりがありますが、日本国の憲法の中で、一つの憲法の法律でもって、反対の部分が法律として認められるという解釈が正当かどうか、これについての審議した内容をお聞かせ願いたい。

さらに、今度は柏葉氏に対する考え方なのですけれども、私は法律のもとの審査なり判断という立場で物事を考えてまして、私は人権的、人道的な判断が必要と考え、柏葉氏

が、報道によると病気治療中であるため、北見市に住んでいるとの見解も出していると聞いています。北見市に住まざるを得ないとされている病気について、調査した内容をお聞かせ願いたい。まず、この２点。

**○議長（古舘繁夫君）**　吉住委員長。

**○１２番（吉住博幸君）**　それでは、大きく言って２点お答えさせていただきます。

１点目は、被選挙権に絡めて、憲法との解釈の違いという内容であったかと思いますが、それを審議したか、しなかったかというお尋ねでありました。

それについては、端的に言えば、憲法上の審議という意味ではしておりません。ただ、委員長として、今回の特別委員会の議事録等は、記録、議事録及び記録ですね。事前に皆さん、この案件に対して真摯なる判断を仰ぐために、見ておいてくださいという内容で皆さんに周知徹底しているつもりであります。そういう意味では、憲法の段階での審議をしたかという内容であれば、憲法にのっとったお話はしていないのが事実であります。

それから２点目、病気、病名のことだったと記憶しておりますが、実は２月１３日付の議会に対して欠席届とともに、その欠席する理由として診断書の中身が書かれております。躁うつ状態ということで、２カ月の自宅療養を要するという内容であります。

当委員会は、住所を有するか、有しないかということで議論を進めてきました。その中で、議会側として、この病気に対して、行った病院というところに、正副議長及び事務局が６月１８日に確認行為に行っておりますので、その内容も閲覧に供している話であります。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　今、たまたま委員長から病名のことがちらっと出たものですから、私は今の病名であれば、医師の診断書の再確認、もしくは精神保健福祉法との兼ね合いの中で、身分の保障についての検討があるべきことだったと思っていますので、それについての調査をしたかどうかということを聞こうと思ったので、調査してないということをもう一度確認をとりたいです。

**○議長（古舘繁夫君）**　吉住委員長。

**○１２番（吉住博幸君）**　今回は自治法と絡めて民法上の判断、そのほかに民事訴訟法とかいろいろありますが、住所要件という意味では、原点は民法に規定されている内容の議論であります。そういう意味では、自治法を基本として、さらに住所要件ということで、民法上の判例等も含めて議論した内容であります。

そして、先ほど病名の話を出しましたが、私ちょっと高揚しておりますので、抑うつということです。失礼いたしました。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　あくまでも確認ですけれども、その病気の場合、今私が言った法律等を重ねますと、聞き取り調査そのものの根拠そのものが、私は十分でないかもしれないという部分がありますので、病気と聞き取りということについての確認をしたかどうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　吉住委員長。

**○１２番（吉住博幸君）**　実は、今の立場も含めて、もう一度御理解いただきたい点がございます。

７月２６日に、この柏葉氏に対する資格審査特別委員会が立ち上がりました。この立ち上がった理由は、資格がないのではないか、審査してくれという要望を受けて、それを可として特別委員会が立ち上がったことは御存じのとおりです。

そこで、住んでないのかどうかということになりますと、近い過去も含めて比較対象をしなければいけません。そういう意味で、過去に遡って調査をさせていただきました。

新聞報道に出ておりますし、委員会報告等にも、御主人の社会経済的事情のことは御存じだと思いますが、病気になる前にですよ、本人及び家族の方が、実質北見に行かれたという確信を持っています。それには、先ほど

も言ったような調査項目を申し上げます。

水道関係を調べさせていただきました。１月３１日付で、日常生活に重要なる要件である水道が閉栓されているという水道のほうの説明を受けています。そういう観点から言っても、よろしいですか、そういう観点から言っても、私どもは住所要件を満たしているかどうかということでありますし、足して本人が病気を治す熱心さがどこにあったかなということも、聞き取りの中では、委員会報告を通して表現させていただいているつもりであります。

**○議長（古舘繁夫君）**　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（古舘繁夫君）**　これで質疑を終わります。

ここで、柏葉久子さんから自己の資格について弁明したい旨の申し出がありますので、これを許します。

柏葉久子さんの入場を許します。

（柏葉久子議員　入場）

**○議長（古舘繁夫君）**　柏葉久子さんに、資格についての弁明を許します。

４番柏葉久子さん。

**○４番（柏葉久子君）**〔登壇〕　町民の皆様、私柏葉久子は、美幌町議会議員といたしまして、この場に立てるのが本日が最後となるやもしれませんので、冒頭に、ここに至るまで御心配やら御迷惑をおかけしていること、心からおわび申し上げます。

また、町役場、議会事務局、関係各位の皆様もとより議員の方々には、私の件で業務多忙な中、さらに余分な作業を強いたことを本当に申しわけなく、心よりおわび申し上げます。

また、本日は貴重なお時間を私の弁明に割いてくださり、感謝申し上げます。

先ほど、皆様の審議内容等を違う場所で聞いておりました。６月の私の議員辞職勧告のときには、自身の弁明の機会がありましたが、その時点では、この場に立てる状況ではありませんでした。ゆえに本日に至っておりますこと、重ねておわび申し上げます。

さて、本題の弁明に入らせていただきます。

一番問題視されている、議員として美幌町に住所は置いているが、生活実態がないという点について。議長が私にこのように述べました。病で入院であれば、他市町村に長くいても許されると言われましたが、いかんせん私は、病名の診断では、２月に２カ月間絶対的な休養とは言われましたけれども、入院とまでは言われませんでした。

では、なぜ入院で許されて、療養では許されないのか。特に私の場合の心の病気には、家族の理解と支えが必要です。医師の診断書にも、そのように書かれておりました。また、そのことがまだ私には理解できなく、納得できておりません。

美幌に家族が住んでいればよかったのですが、事情があり住んでおりません。

また、私の病気に関しまして、最初に２月１３日から２カ月間の診断書がありましたけれども、その後４月に一度議員のほうに伺いました。そのときに、議員復帰しますというお話はしましたけれども、病気が完治しているとは、一言も申しておりませんし、実際のところ、その後もたびたび休んでおりました。そして現在に至っておりますが、代理人の娘が、欠席等の報告等で議会に伺ったときには、病院に連れていったか、診断書は出したかという旨を再々言われておりまして、５月の８日、私は娘たちに、本当に病院には行きたくなかったのですけれども、無理やり連れて行かれ、診断書を提出する旨になりました。

また、この５月８日の診断書に関してなのですけれども、今回の議員各位の特別調査委員長及び委員の皆様方は、私が５月８日に議長にお渡しした診断書に関して、いつお知りになったのでしょうか。ある方は、まるきり聞いていないという報告も私は聞きました。

それで、一番疑問であったのは、この５月

８日に提出したときに、議長は私の診断書に、いついつまでという期日が書いていないので診断書の扱いとしてはできない旨私に言いましたけれども、私は普通の外傷の病とは違い、心の病でありましたので、先生もそのように診断書の期日が書けなかったのではないかと私は思いますけれども、私にはそれは判断できませんし、そのときにも議長にも言いました。期日は、私は先生に書いてくださいとは言えませんので、先生にお聞きになってくださいと言いましたところ、５月８日の日に、そのとき行ったときには、議長は、では月曜日あたりにでも行って病院で確認して聞いてきますと私におっしゃいまして、それからそのままずっと私の診断書は議長預かりになっておりました。

そして、住所を元町に異動した点につきましては、私は５月８日の時点で、かなりよくなっていました。それで、自分でもとても、ああ治ってきているなという判断の中で、常任委員会にも出席をしたりいたしました。

ただ、どうしても今現在に至っているかと言いますと、５月２５日に、議長が私に、この診断書では扱えないからというので返されました。

また、そのときには、本当に私のこの病に関して、どのように理解してくださっているのだろうかという、本当にその苦しさと悔しさというか、そのほか議会ではない、議員の内容ではないことまでも言われて、とてもショックを受けまして、ましてや診断書は、全然これは無効だみたいなことを言われて、私の病気はさらに悪化しました。

そしてその後、６月の私の議員辞職勧告のことも、代理人である娘は、私にはそういうことがあるということを言いませんでした。そして、その前にも議員辞職のお手紙等も、こちらから持たされていたみたいですけれども、私には子供たちは見せませんでした。そういった意味で、私が６月の議会で弁明ができなかった理由におきましては、とても立てる状況ではありませんでした。

また、今回、自身の病で事務手続の取り方、連絡方法等で、代理人では受け付けられない点等数多くの問題が発生し、私としては、それが後々教えられました。

この点、議長、常任委員長、特別委員長、事務局の皆様に多大な御面倒をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。

また、私が今回このような病にかかって、美幌町では初めてのことということで、皆様にとても、議員事務局初めわずらわせた点は本当に、私がこのような病気になるとは、自分自身も考えてもいませんでしたけれども、ただ、今御発言ありましたけれども、現に今こうして皆様の前で、今自分の声で弁明できる自分がいます。きょうまで頑張ってこれたのも、自分は皆様の付託を受けた美幌町議会議員であるという、大切な職についているという、この心で頑張ってきてました。

また、この病は本当に、なかなか外傷と違って、本当に何でもない日は何でもなく、極端に落ち込んでしまうと、何日も外の太陽を見ることができなくなったり、それの繰り返しで、私の代理人である娘たちが、私を今まで守ってくれております。

そして、２回しか病院に行っていないということに関してなのですけれども、このうつの、今とても問題になっているのですが、うつの治療のお薬に関しましてなのですけれども、私自身病のお薬とか、そういうものを一切飲んでいませんし、病気も何も持っていない状況の中で、とてもそのテレビ報道等でも、うつのこのお薬に関して、さまざま取りざたされている状況の中で、また、そのうつに詳しい方だとか、娘の知り合いの方だとかのお話を聞いて、うちの娘たちが、私の薬を私に預けないで、娘たちが私の薬の管理をしてくれていました。

それでお医者様にもその旨は、私も先生に、５月８日の日に行ったときに、このような状況ですけれども、先生お薬は毎日飲まなくても構いませんかと尋ねましたところ、それは構いませんよというお話でした。

そういうことが、今回の委員会等で、私のこの病気に関して、私の病気というよりは、この抑うつ剤に関して、今回は調査されていないという旨、先ほどの松浦さんの質問に対してのお答えだったのですけれども、住所のみの調査だったのでしょうか。

それで本当に私は、今本当にこのように徐々に徐々に治ってきております。少しずつではありますけれども、このようにここに立ち、このようにお話しもできるようになったことを改めて皆様方が、今後私がまた、今は子供たちが皆北見ですので、北見の子供たちのお世話になりながら療養しておりますけれども、あと少しお許しいただければ治っていくのではないかと自分で確信しておりますし、今現在このように、この場で立てていられること自体が治ってきているのではないかと思います。

議員の方々におかれましては、一生懸命時間を割いてくださり、このような決定を、これから下すのでしょうけれども、他町村、私はまだその他町村で、道内でもいいですけれども、他町村で私のような病にかかっていた議員がいたかどうかの調査等は、していらっしゃったのであれば、後ほどで構いませんので、その報告等も教えていただければ幸いに思います。

また、本当にこの居住の問題に対しましては、あるところでも問題になって裁判ざたになっておりますけれども、先ほどから申しましたように、水道が１月３１日にとめられたと先ほど委員長がおっしゃっていましたけれども、その件につきましては、私は全然まるで知らなかったことで、この間の委員会のときに委員長に言われて、その場で初めて知りました。それは帰ってから主人に聞きましたら、弁護士が町の水道のほうに電話をしたそうです。私は、そのことはまるきり知りませんでした。

そして、正直私は、本当にその話を聞いて、皆さんはその前から、病気になる前から北見にいたのではないかとおっしゃいましたけれども、子供たち自身もそのようになることは、先ほどの主人の会社の破産の件に関しては、だれも知りませんでした。ただ、主人の口から娘たちが聞いたときに、そこにいたらママが病気になっちゃうから、私のところに来てくださいというような娘の言葉で私は行ったわけです。主人とは、全然別行動でした。これは本当に娘に聞いてくださって構いません。これは本当のことですので。

でも、おかげさまで娘たち家族に守られながら今に至っております。どうか皆様、このような病気があるということ、議員もなるのだということ、そしていつ自分に来るかわからないという、私自身が今回遭遇して初めてわかりましたし、私が本当に頑張ってここまで来れたのは、病気に打ち勝って普通に社会復帰する、議員に戻る、そして同じ病を抱えている人たちのためにも頑張って復帰し、また、その後はこの経験を生かし、そういった方々の何らかの力になれるのではと思い、今現在もこの場に立って私の弁明をしております。

もし議員ではなく、一個人であれば、とうに薬に依存し、まだ部屋の中に閉じこもっていたのではないかという子供たちの、また、家族の声もありますが、何分この病は家族、それから私を支えてくれる方たちの支えがあって初めて治る病気です。どうか議員の皆様、御理解をいただきまして、よろしく御判断の旨、よろしくお願いいたします。

以上、私の弁明及び謝罪となりましたが、これが最後になるかもしれませんけれども、頑張って、また一生懸命ボランティア活動等に精を出せたらいいなと思っております。

ありがとうございます。

**○議長（古舘繁夫君）**　柏葉久子さんの退場を求めます。

（柏葉久子議員　退場）

**○議長（古舘繁夫君）**　暫時休憩をいたします。時計で１１時半までといたします。

午前１１時１９分　休憩

---

午前１１時４０分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お集まりの皆さんには申しわけありませんが、再び暫時休憩をし、再開を１３時からといたします。申しわけありませんが、お願いいたします。

午前１１時４０分　休憩

---

午後　１時００分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、自由討議を行います。

美幌町会議規則第５１条の２の規定により、新鞍議員外６名から自由討議の請求がありますので、これから自由討議を行います。

自由討議の時間は、おおむね１時間とします。

それでは、順次指名しますので積極的な発言を求めます。

御発言のときには、自分の考え、賛否を明らかにしてお話をしていただきたいと思います。

それでは、１番新鞍峯雄議員。

**○１番（新鞍峯雄君）**　それでは、まず私は賛成の立場で意見を申し上げます。

今回の問題は、居住実態があるかないかという、要するに被選挙権の問題で、資格審査、法律の観点から照らし合わせても、議員の資格を失することになるわけであります。

きょうの柏葉議員の発言をお聞きしておりますと、居住実態というより、病気のことを強調しておられましたけれども、それは関係ないのであります。

柏葉議員をやめさせたくないという私たち議員の仲間の全員の思いで、４月ごろから、本当に議長、副議長を初め、事務局関係の皆様が何度も救いの手を差し伸べてきたわけでございます。残念ながら、こたえることなく、６月の議員勧告決議案にも、本当に何とか復帰していただきたい、そういう議員全員の強い思いで、十分に考える時間を持っていただいたわけであります。

本当に、なぜここまでみんなのアドバイスを聞き入れてくれなかったと、全く理解に苦しむわけであります。

よって、私は賛成の立場ということで御発言をさせていただきました。

以上で、私の意見を終わります。

**○議長（古舘繁夫君）**　次、２番大江道男議員。

**○２番（大江道男君）**　私は、資格決定書の決定が、柏葉久子議員には被選挙権を有しないということに賛成であります。

幾つかございますが、今回の問題を考える上で非常に決定的なことは、家族の方が経営されている会社が破産したことに伴って、家族ぐるみ北見に行かれたというのがそもそもでございまして、病気でよその町に行かれたということでは全くないということであります。したがって、調査の資料の中でも明らかでありますが、ライフラインをことごとくとめて北見に移転されていると、帰る本拠を持たないという状態で北見に行かれているのであります。

その北見でお住まいになる過程で、ある種の病気の状態になったということでありますが、私も議長に提出された診断書を委員会としても確認をしておりますが、病気という断定ではありません。○○状態ということで、ある意味では、そのような状態にあるものであって、特定の病名がつけられているわけでもない。

委員会として、病気との関連を調べていないのではないかという疑問が、議員や町民の中にもあるかと思いますが、私どもは１００条の調査権を活用いたしまして、国保の中の診断の経過も十分に調べております。個人情報に属する部分もありますが、議員の方であれば、どなたも閲覧ができるという状態で、これは調べようとすれば調べられるし、委員長が全議員に対して、ぜひ大変大事なことなので、議会当日だけでなくて、事前にしっかり調査をしてもらいたいということをあえて

申し上げた中身の中にもありますが、その中では、２月１３日に初めて診断書は書かれ、続いて行かれたのは５月８日、このわずか２回だけでありまして、しかも最初の診断書は、病気の名前は特定されておりません。あえて言えば、仮診断書が出されていて、２週間後に再診が求められている状態であるにもかかわらず、５月８日まで一切診察には足を運んでいないと、こういう状態でありまして、議会側としては、特定の病気であるということを断じているわけではありません。

病気との因果関係を調査特別委員会が調査していないのではないかというのは、全くないわけでありまして、診断書の中身、そこで処方されている薬の名前もつかんだ上で、因果関係は十二分に調査しているというふうに申し上げたいと存じます。しかし、本人は、事実関係は２週間後に再度診察を求められている処方でありますが、当初から自分は２カ月間の処方が出されていると、そのように思い込んでおられるわけでありまして、５月８日の記録を見ましても、１カ月後に再度診察が求められているにもかかわらず、それ以来８月２７日の委員会の調査の日まで１度も往診していない。こういう状態を見た場合に、私は美幌町の有権者に対して、まじめに毎月毎月報酬をいただいて、しかし治療に専念していない。そういう状態で、まじめな療養生活を行っているかということは、私の口から、そうですと絶対言えない対応であります。

先ほどの本人の弁明でもありましたが、ライフラインがとめられていて、それを本人が知らなかったと言うに至っては、私は論外だなというように思っています。美幌町に住んでいなければ、被選挙権を持っていないということは、再三再四、正副議長を通して本人に伝わっておりまして、その結果、５月に一度もとの鳥里の住所で一晩過ごそうと試みられたようですが、それもできなくてお帰りになっている。

それから、５月の末に、今度は元町の太田下宿のところに下宿をするということで決めた経過がありますが、これも含めて、要は２月の冒頭から８月２７日の委員会の調査時点までは、ただの一晩も美幌町に居住してないということは、御本人が認めたとおりでございます。仮に、一定の病気だということであったと仮定しましても、この程度の療養の状態をもって、よその町で暮らさなければならない必然性は全くないというふうに思っております。

委員会の私も一員でありまして、聞き取り調査や書面審査などを通して、もちろん人間のやることですから、不十分さはありますが、基本的なところにおいて、間違いは犯していないというふうに思っておりまして、したがって被選挙権を有しないという委員会の決定は、私は正しいものというふうに思っております。

以上であります。

**○議長（古舘繁夫君）**　次、３番早瀬仁志議員。

**○３番（早瀬仁志君）**　私も、資格審査特別委員会の一委員であります。私は、同僚議員である柏葉さん、病気であって非常に大変な時期を過ごしておられたのだなというふうに思っております。ただ、議員の資格を決定するための要求が出されて、それを粛々と我々が審査をしてきた経過がございます。その中で数回にわたって、私も協議の中に入らせてもらい、また、柏葉議員からも直接話も伺った経過もあります。

その中で、できれば柏葉議員には、みずからこの職を辞していただければ、こういう重大ことにはならなかったのかなというふうに自分は思っておりました。ただ、ここに至っては、やはり審査の結果を見れば、おのずとその議員の資格はないと。公職選挙法でうたわれている、住所を３カ月以上美幌町に持たなかったということで、そのことが、先ほど前段お二人の方おっしゃっておりましたけれども、美幌町に住めない確かな証拠というか、住めないわけではなかったのではないか

なと。たとえ病気療養といえ、地元から当然通院なり、療養はできたのではないかということで、私としては非常に残念なことになりましたけれども、この審査結果には、私も賛同をするということであります。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　次、５番中嶋すみ江議員。

**○５番（中嶋すみ江君）**　私は、資格審査特別委員会のメンバーではありません。それで、８月２７日の柏葉議員の聞き取りとか、そういう書類を見せていただきまして、今回の報告書の審査の内容から見まして、この特別委員会の方々の調査結果をすごく重く受けとめております。それで、私はこの資格審査委員と同じ思いであります。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　次、６番松浦和浩議員。

**○６番（松浦和浩君）**　私は、今回の資格審査委員の報告にある、いる・いないの部分の原因の一部が病気であるということを踏まえ、全体的に判断する中で、１００％のうち、病気理由の分があるということで、私は一部でもその部分の疑念があるものですから、病気理由者に対しての表決の仕方について疑念が感じますので、私はこの委員会の報告に対して、賛同できる立場はとりません。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央議員。

**○７番（上杉晃央君）**　本件は、柏葉議員の被選挙権があるか否かの審査の特別委員会であります。柏葉議員が生活の本拠地が美幌町にないということは、委員会報告でも明白であり、報告どおり賛成する考え方であります。

もし、議員を続けたいという意思も先ほどありましたけれども、そういう意思があれば、美幌に住んでいれば、継続できることが可能でありましたし、病気を理由にした弁明は、資格問題を混同するという面で、私としては納得できないという考え方であります。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　次、８番岡本美代子議員。

**○８番（岡本美代子君）**　私は、資格審査委員であります。この問題が発生したときに、２月の上旬にこの問題、柏葉議員の一身上の都合ということを知ったときに、私もやはり商業者として、今町内の生産者、特に中間納入業者の経済的状況というのは、非常に理解しているつもりですから、何とか柏葉議員には、こういうことを乗り越えて、議員としてしっかりやっていただきたいというふうに考えていました。

そして、さらに病気療養の申し出が出まして、４月の半ば過ぎまで休まれていました。この期間も、私は今回、どの議員も見守る形をとったというか、非常に対応は、私は優しかったというふうに私は思っています。

先ほど、この資格の住所要件はもちろんのことなのですけれども、病気だからという柏葉議員の説明、それから聞き取り調査の中でもありましたけれども、そうなると２月上旬、それから５月と、その２回ぐらいしか病院に行っていない。そういうことが、責任の重い議員が、病気になるのは仕方ないことなのですけれども、一生懸命治そうとする努力とか、やっぱりその責任の重さから、そういう努力をしていただきたかった。

そして、その家族も町内の議員であるということを当然わかっているわけですから、やはり美幌町に住んで、例えば病気だと言うのだったら、それを支えるべきではなかったかというふうに思っています。

私たちは、やっぱり同僚としてしっかりしてほしかったですし、幾ら病気といえども、連絡がつかない時間が長かったとか、そういうこともそうそう許されるわけではありませんし、何より美幌町議会の議員の一員として、やはり町内に住んで、そして家族の支えを受けて、そういう態度をとっていただきたかったなと思っています。

私は、柏葉議員の被選挙権を有しないとい

う決定を下しました。

**○議長（古舘繁夫君）**　次、９番坂田美栄子議員。

**○９番（坂田美栄子君）**　私は、資格審査を提案した立場として、一言いわせていただきたいと思います。

私も今回、先ほど柏葉さんのほうからいろいろお話は承りましたけれども、病気のことについては、議長、事務局と病院へ行って確認をさせていただいたり、また、選挙権を、議員を続けたいという意思はわかっておりましたので、それも美幌に住んでいただきたいというアドバイスもしたつもりでございます。それが許されなかったということには、非常に残念なことと思っております。やはり私たち議員としては、市町村に生活基盤として住まなければいけないという最低条件は、やっぱり守っていただきたいなという思いで連絡もさせていただいたりもしておりましたけれども、なかなか連絡がとれない状況にもあったという意味では、非常に残念なことだったと思います。

私はやっぱり、今回提案した者として、審査の内容を重く受けとめて、私は賛成せざるを得ないなと思っております。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　次、１０番宗像密琇議員。

**○１０番（宗像密琇君）**　大体皆さん同じようなことを申し上げているので、なるべく重複しない点で申し上げたいと思いますが、今坂田議員のほうからも十分な説明がありましたとおり、議会議員というのは共同体であります。皆さんで協力して、町をいかによくしていくかということで知恵を出しながら、力を合わせながら進めていくものであります。

こういう結果になることは、まことに残念以外何物もないことで、公の人間としては、町としての議員としても恥ずかしい話であります。できるだけこういうことにならないように、今坂田議員も、あとほかの議員もおっしゃったように、なるべく時間をかけて、なるべく遠回りしながら、そしてその彼女にどうやって知らせるべきか、事を促すために議員辞職勧告を申し上げたのです。なぜかといいますと、これは公的な縛りがないからです。辞職勧告を申し上げたからといって、議員みずからの失職ということにはならないわけですから。ところが、その文書も、その伝達も、何も伝わってないという、先ほどの本人の説明では、家族からの申し出がなかった。これは重要な文書でもって送っているわけです。それも無視したわけです。ということになれば、これはもう救いの道がないなと。

もう１点は、私が一番最初に問題あるなと思ったのは、ただいま言った住居がわからない、連絡がとれない、携帯電話も通じない、これが何カ月も続くということは、尋常なことでしょうか。私は、美幌町の町議会議員として、公の人間として、これはあるまじき行為で、難しい本を見ますと、懲戒処分に値するものであります。

今回こういうことで、住居の問題で取り上げたというのは、これがその中の代表なことでありますから、恐らく委員長としては、これを問題として取り上げたのでしょう。

そういうこともありまして、まことに残念ながらでありますけれども、私は特別委員会の意思決定を重要視しまして、賛成に回っております。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　１１番大原昇議員。

**○１１番（大原　昇君）**　私も資格審査特別委員会のメンバーとして、結論から申しますと、柏葉議員は被選挙権がないというふうな判断に私は立ちました。

その中で、今いろいろと討議されましたけれども、その中で一つ、先ほどから問題になっております病気のことであります。

病気のことですけれども、まず、大江議員先ほど言いましたように、２月から５月まで２回しか行っていない。その間、薬も２週間、あと一月分と。その間に、なぜちゃんと

した診察を受けなかったのかというようなことで、私たちはやはり疑問に思いまして、いろいろと国保関係などを調べた結果、まあおかしいだろうというようないろいろと話の中で出てきました。

まして、その中で、本人あるいは話から聞きますと、家族の療養、あるいは介護が必要だということであれば、なぜ美幌で住んで、まして太田下宿にいるということですから、住所がありますから、そこでなぜ家族が来て介護をしなかったのか。まして家族は、本人に頑張りなさいと、応援をしているからというような言い方もしています。その応援する家族が、なぜ美幌に来られなかったのか、そして７月には、なぜみんなで北見に移ったのか、それも摩訶不思議であります。

途中で議長あるいは副議長、各委員長が何度か連絡をとりましたけれども、まあ事務局もとりました。書類もそれぞれ送りました。結果、今宗像議員が言いましたように、その書類は届いていない。また、届いても１週間、２週間後。まして弁明という大変思い書類も送りつけたのですけれども、それも本人に届かず、まして来ない。

その中で、自分の本当にやりたいという思いがあるのであれば、やはり連絡をして、私はこういう体調が悪いから来れないだとか、いろいろな連絡をしてくれてもよかったのかなと思っております。

まして、５月に２回目の診断書を出したということですけれども、それが議長が返したという話がありました。でも、私はそれは議長の温情だと思っています。柏葉議員に対して、これは診断書に対して不備なところがあるから、それを書き直して、休暇届けを出してもう一度来なさい。それは本人ではありません。娘さんが来たという話でありますから、その娘さんが、本人に果たして議長の思いを届けたのかどうか、それも疑問であります。本当に公人である以上は、連絡というものは、やはり幾ら体調が悪くても、連絡をするべきだと私は思っております。

あと、最後の最後に、本人から、２月から、今８月でしたか、最後の弁明を聞いたときに、美幌町に居住実態はありませんとはっきり明言いたしましたので、私は当委員会の委員として、本人に資格はないというようなことで決定をいたしました。

以上であります。

**○議長（古舘繁夫君）**　１２番吉住博幸議員。

**○１２番（吉住博幸君）**　特別委員会の委員長という任も預かっている中で、今度は私吉住博幸議員という立場で発言をさせていただきます。

もとより、私は、今回委員会が決定したとおりだと思っていますし、当然これが賛同すべきことだろうと思っています。

私は、先ほども柏葉議員、その場所での最後の言葉というか、お話を聞きましたけれども、実は８月２７日に委員会として聞いたお話とも、ぶれているところが相当あります。そういう意味では、私ども俗に言うテープ起こしをして、判断に当たっては各議員、先に見ておいてください、そういうことで、繰り返すことなくしっかりした判断をしたいということで、委員長という立場も務めてきたわけでありますが、今は一議員として、２点ほど御指摘をしたいと思います。

きょうの弁明のときに、本人は水道を切られたことも知らないとおっしゃったことは、もう皆さんの耳に残っていると思います。１月３１日に決定を受けて、その後の作業もあったにせよ、それを知らないということは、まさにそこに住んでいなかったあかしだと私は思っています。住んでいないから切られたことも知らない。この点、しつこいようでありますが、病気は２月の１３日であります。

実は、１月２７日ごろだったでしょうか、間違っていれば、１日ぐらいの違いですけれども、実はＴＰＰに関しての大会がございまして、私自身柏葉氏との会話の中で、実はＴＰＰの会合があった後、居酒屋で懇親会を開

きました。その中でも、本人は元気な姿でありましたし、そして妙なことがあったのは、北見に帰らなければいけないという言葉も個人的にはお聞きしているところであります。

奇異なことがもう１点あります。実は水道関係でもう１点申し上げたいのは、５月の７日に、自分から水道に行ってお願いして開栓をしていただいたという事実を柏葉氏にお聞きした件であります。そのとき柏葉氏がおっしゃられたのは、水がなかったら生活できませんということでありました。ただ、メーター的に言うと、リッターで管理するか立米で管理するかによって、請求そのもののときの単位が違いますけれども、そういう意味では、開栓した後も水の使用は認められなかった。太田下宿屋に移る前、移るまではですね。と申しますのは、太田下宿屋に移ったということは、もうだんなさんと、簡単に言えば別居状態にあってでも、議員活動をお務めになったのかな、いいほうに私は解釈しよう、しようと思っていました。

その日付は、ちょっとお待ちください。太田下宿屋に、先ほども言いましたけれども、５月２５日付で移転しています。ところが、気持ち的には裏切られました。本来は５月２５日から住むべきものが、ふとんそのものが運ばれたのが、太田下宿屋さんにですよ、６月１２日であります。細かい話で恐縮なのですが、そういう意味においても、居住という意味で、本人の認識不足は否めないのだろうなと、こんな思いであります。

大きい意味で、２点目であります。

実は、昭和２７年２月１１日の行政課長回答ということの伝達であります。その内容は、全く病気という意味でのこういう判断が下っております。病気療養のため、他市町村に滞在する事実のみでは、直ちに住所を移転したことにはならない。もう１回申し上げます。他町村に滞在する事実のみでは、直ちに住所を移転したことにはならない。この通達も知っておきながら、私はそこで、あえて滞在という言葉と、転居したということの意味が違うことを申し述べたいのであります。

転居というのは、本来本拠地があって娘さんのところに滞在するとかという言葉につながっていくものであって、本拠地まで失って行くものを滞在とは申しません。ですから、むしろ昭和２７年２月１１日付だったと思いますけれども、逆に読み返せば、過去にこういう事例があることも承知おきいただきたいと思っています。

終わります。

**○議長（古舘繁夫君）**　次、１３番橋本博之議員。

**○１３番（橋本博之君）**　私は、柏葉議員が美幌に住んでいるかどうか否かは、委員の報告、また、委員長の説明があったとおりだと思います。

また、被選挙権については、有しないという立場をとっております。

先ほどから柏葉議員が、私は重大な病気であったというような発言がされております。２月上旬から柏葉議員は、メールについても、また、電話についても完全に閉ざしております。ほかの議員についても、事務局についても閉ざしております。ですから病気の状況というのが、ほとんど知ることができなかったというのが実態です。

また、国保を調べた際に、柏葉議員は２回しか病院に通院していないという事実も判明いたしました。

こうした状況でも、まだ私は柏葉議員がどの程度の病気なのかわかりませんでしたので、２回ほど北見の娘さんのところの店に行きました。また、住宅にも行きました。その際娘さんは、柏葉議員とは今会えない状態だと言うだけで、それ以上のことはできませんでした。

また、だんなさんに会わせていただけませんかという話もしましたが、それも拒否されたという状況の中で、柏葉議員は、私どもの聞き取りの際に、本人が病気であるという証明をきちっとすべきだったと思います。確認できない以上、私は総合的な判断をして、被

選挙権を有しないという立場をとらさせていただきました。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　皆さんからそれぞれ意見がありましたので、少々時間がありますので、皆さんから。（「あなたも発言しなければならない立場ですよ」という声あり）

許していただける。はい。

柏葉議員におかれては、やっぱり公人として、議員として、美幌にいて、そして家族の支援を受けながら私は治療をしてほしかったなと。御主人と一緒に、１月の末に北見に行ったことをとても残念に思います。

以上です。

出てくる議案に対しては、賛成です。

先ほど話しましたが、それぞれ皆さんの思いが発言されましたけれども、あのことについて、○○議員の見解を聞きたいなどという発言がありましたら挙手をしていただければと思いますが、ありますか。

大江道男さん。

**○２番（大江道男君）**　先ほど松浦議員から、報告には賛同できないということで御意見がありました。十分メモし切れてないので、改めて、病気との関連であれば無期限に、松浦議員の場合、よその町に生活の本拠を置き、出稼ぎのように美幌町議会にやってくる場合であっても、これは議員として資格ありというふうに思われるのでしょうか。あるいは、初診が２月１３日、続いて、何らかの必要性があって行かれたのが５月８日。それ以外、治療に専念している形跡がない。しかも、当初の２月１３日の診断は、病名ではありません。何々状態という状態で、そういう診断書の中身でありますが、したがって私は、病気というふうな確定した認識を今持たないでおります。

しかも、４月１６日、柏葉議員本人が議会で、病気が治りましたので、これから議員活動に専念します、公に表明されておりまして、それを打ち消す何らかの行動もとっていないと。

例えば休職願い、体調が悪いのであれば休職願いを出すという方法はもちろんあったと思いますが、それをしないで、対外的には病気は治ったよという状態で、議員あるいは町民は、そのような判断をいたして今日に至っているわけでありますが、そういう場合でも判断できない。生活の本拠を美幌町に有していないと本人が証言もされ、今後近い将来においても、家族に対して、一緒に美幌に住んでくれとは言えないと、こういう状態にある議員の住居要件について、しからばどのようにお考えなのでしょうか、お聞きしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　ただいま大江議員から松浦議員にお尋ねがありましたが、それについてのお答えがあればしていただきたいと思います。ないのならあれです。問われているわけですから、もしあれば。

**○６番（松浦和浩君）**　答えないといけないのですね。

**○議長（古舘繁夫君）**　はい、問われていますから。

起立お願いいたします。

松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　今、質問の趣旨を今自分の中でよく考えていますけれども、まずもって、柏葉議員に対する考え方として、私が議員間の会議の中でもお話ししたことを御存じかなと。

私は、６月定例会での議員辞職勧告案を出す前の議員との意見交換の中で、私は柏葉議員が１回目、要するに診断書を持って休養願いを出した。その後、５月に、今話題になっている２回目の診断書の件については、ついこの間まで、私はその話を知りませんでした。にもかかわらず、６月の委員会の中で、私は議員辞職勧告でなく、柏葉議員が議会に来てない、連絡が来てないということでの処罰もしくは待遇について、調査もしくはそれにかかわることができないのかという意見を述べております。

私は、柏葉議員が、今回弁明の中でも、病

気が治れば美幌に戻り議員活動をしたいと答弁をしていますが、私は去る木曜日、先週の木曜日、議会運営委員会に来た際、柏葉議員の口から、今後柏葉議員の話を聞いた中で、病気が治り次第、私は議会に戻ってきたいということを聞いていますので、今大江議員がおっしゃられました、今後どうなのか、それをいつまでも認めるのかという部分については、私は柏葉さんから意見を聞いた中では、それを認めるという判断はしておりません。

よって、もし今後柏葉議員が病気理由ということで休養等、また、長期にわたるのであればそれなりの処罰、要するに、今現在議会の中では、病気休暇のための委員会等を立ち上げ、長期休暇についての事例等を研究していますが、私はそのことより、今回柏葉議員がまだまだ病気から帰ってこれないのであった場合は、処遇の検討に入るべき。それは、だらだらとお金を出すという言い方では考えておりません。

もう１点、大江議員の質問の中にある、私はその病気という部分についての考えでありますけれども、私は賛成しなかった。要するに賛同できない理由は、先ほど述べたとおり、私はこの採決というより、いろいろな部分での法律の解釈の部分で、私も議員としての個人でありますので、私もすべての法律、また、弁護士、医師でもありませんので、私のできる限りの考えの中で、一部でも採決に回ることができないのでなかろうかという部分が病気であります。その病気が、病気としての確定も含めて、病気でなかろうかという部分であったとしても、それは私にとっては不確定の部分ということになりますので、その中で私は一部でも、先ほど言ったとおり不確定な部分がありますので、柏葉議員の失職に対する、この採決については賛同できないという形です。

**○議長（古舘繁夫君）**　大江道男さん。

**○２番（大江道男君）**　よく委員会報告に対して、賛同できない理由がいまだによくわからないので再度お聞きしたいのですが、公選法上では、３カ月以上その市町村に住居があれば、被選挙権を有するということはありますが、議員資格を失う期間については、明文の法規定はない。したがって、当美幌町議会としては、３カ月以上にわたって美幌町に生活の本拠がない場合、これは一応被選挙権を失うものという形で、一応のとらえ方はしています。それは、それぞれの市町村によってというか、市町村の議会が判断することだというふうになっておりますので、一定の根拠を当然持ったものだというふうに思っています。

それで非常に狭く判断した場合は、４月１６日が、そのスタートかというふうに思っています。そういう場合であっても、本人が復職宣言をされた、その日をもって３カ月以上どうかと。結局、今日まで美幌町には生活の本拠を持っていないどころか、昨夜はわかりませんけれども、多分今日まで１晩といえども美幌町で寝泊まりしてしないというふうに思っています。

また、本人の証言が、美幌町で買い物をしたり、人に会うことは困難でできない。それから、もともと自分は一人で暮らすことができない。家族の協力がない限り、美幌町に住めないという状態を証言された上で、２月あるいは人によっては１月の末からいないということなので、家族と御一緒に北見で生活されているというような状況を考えた場合に、それでも美幌町議会議員としての被選挙権を有するという判断を当美幌町議会が行ったとしたら、私は町民に顔向けのできない判断だというふうに思うのですがいかがでしょう。

**○議長（古舘繁夫君）**　大江議員、松浦議員に対してですね。

松浦議員。

**○６番（松浦和浩君）**　私の判断は、先ほど言ったとおり、病気の理由であるので、私は３カ月間という部分に入ったとしても、５月の診断書の話が、多くを知らない立場でございます。ただ言えるのは、新聞報道等で出ている話をもって柏葉議員が診断書を出した。

要するに、その段階で、私は病気理由を意思表示したと。このことが、私は柏葉議員の病気だという部分の一部に当たると。ですから、何度も言ってますけれども、当たる部分があるので、私は病気理由者に対しての考え方に対しては、多くの意味で、私は人権もしくは人道的な立場から、再度きちんとした部分で見るべきかなと思っています。

それで、先ほど大江議員がおっしゃられました、逆に言えば、美幌町議会では３カ月の判断ということを言っていますが、その判断というのは、委員会での方向性の判断ということでいいですね。逆に質問します。

**○議長（古舘繁夫君）**　大江道男さん。

**○２番（大江道男君）**　最後の分からお答えしますが、明文の規定がないので、当議会としては、３カ月以上明確に他の町に生活の本拠を置いており、戻る見込みもないという状態が、最低必要なのは３カ月、このように私も思っておりますし、他の調査特別委員会の委員の皆さんも基本的な了解事項だというように思っています。

ただし、例外があるのだろうと思います。本人の意思にかかわらず、入院という形で強制的に隔離されている場合は、それは半年なのか１年なのかは問わず、それは他の町で療養を余儀なくされているというのは、十二分に有権者に対して説明がつく話であります。しかし、初診が２月１３日、次に行ったのは、しかも初診で処方されているのは、２週間の処方せんであります。続いて行ったのは、５月８日であり、ここで処方せんは一月であります。しかし、処方せんに従わないで、家族の判断で薬を飲むか飲まないか、そういうような療養の態度を含めて、私は美幌町の有権者は、それをよしとしないというように思っています。

それから、５月８日の診断書なるものにつきましては、私は議長からは伺っております。しかし、それは療養期間の記載がない、あるいは様式的に不備があるので出し直してくださいとこういう、逆に言えば情けのある御指導だったというふうに、説明も思いますし、私自身が判断しております。しかし、対外的には４月１６日、本人が、きょうから議会活動を頑張って行うので、よろしくお願いしたいと復帰宣言をされて、それ以外の行動はとれられていないのです、一切。

不備のある診断書、診断書を議会が必要とするのは、仮に必要だとすれば、いつからいつまで休職願いを議長に対して出す場合に、その添付資料としては、必要性がある場合があると思いますが、診断書そのものがひとり歩きするものでは逆にないわけで、何を目的にその診断書なるものを出されたのか、私は理解ができませんし、様式に不備があって出し直しをしてくださいと言われたものを今日まで放置して、そして５月８日に診断書をもらったものを、議会がどうしたこうしたというふうに言われるのは、逆に筋違いではないかというふうに思うのですが、松浦議員はそうお思いになりませんか。

**○議長（古舘繁夫君）**　松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　一番最後の筋違いの分については、全く誤解かなと。私は、今大江議員の説明の中で、有権者に対して説明がつかないとなれば、柏葉議員が５月に再度出した診断書が不備で返しましたという事実を私も知らなかった。多くの町民も知り得なかったということの中に、それは病気だった、もしくはそういう病気だったということを考えた場合、現在柏葉議員が、病気のことを言ってませんけれども、私は柏葉議員が出ている病気そのものが、それだけ精神的な部分にかかるであろう病気かなという判断の中での私の解釈でございますので、町民に説明がつくつかないでなく、私はそういう病気の方を、どうにか解明して対処すべきときがあったはずという部分が残りますので、私は単純にその部分が、先ほど言ったとおりひっかかるので、私は委員会の報告の中にある病気理由の部分がどうしてもひっかかるということを何度も表明するしかありません。

**○議長（古舘繁夫君）**　ちょっと待ってくだ

さい。時間もおおむね近づいてきていますので、今お二人以外の方が御発言があればと思って、今発言をしようと思いましたが、時間のことをお考えいただいて挙手をしてください。

大原昇さん。

**○１１番（大原　昇君）**　今、５月に対しての診断書のことでありますけれども、私も先ほど言いましたように、やはりその診断書には不備があるという思いで議長が返したということは、受理してないわけであります、議長が。その受理していないものを、なぜ私たちに知らせる義務があるのかどうか、私はないと思っています。

そこで、例えば柏葉議員がその議長に、こういうふうにしなさい、その不備を直してきて、ましてそこに休職届を一緒に出しなさいというようなとき、それを持ってくればですよ、それは知らせるべきだと私は思っています。そのときに、資格審査の委員会も立ち上げることは多分なかったと思います。その前提が、２月からの診断書であります。それには、期日もしっかり入っている、病名も入っているとなると、今回というか、その５月の分には何も入ってないわけですよ。それだけ考えると、やはり私は議長の、この温情の何物でもないと思っています。以上であります。と私は思っているのですけれども、松浦さんどうでしょうか。私の言っていることが間違いなのか。

**○議長（古舘繁夫君）**　松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　私は細かいことを述べているつもりでなく、あくまでも柏葉議員が出された診断書でもって、本人が病気である意思表示をしたということを述べたのであって、診断書の中身を受けた受けない、もしくはそれが妥当か妥当でない話はしておりません。私は、意思表示があったということのみを強調しております。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　１２番吉住博幸さん。

**○１２番（吉住博幸君）**　松浦議員にお聞きいたします。

議会の仕組みの中で、実は必要なのは欠席届であります。休職でないですよ、欠席届。欠席するに当たっての理由として、何らかの方法があると思います。もちろん、一つは診断書であります。そういう意味では、私は２月の受理においては、居住しているかどうかということを善意的な誤解の中で受理したものだと私は思っています。ただ、そうですよ。というのは、今回本拠が美幌にあるかないかという議論の中の話でありますから、そこまで調べた上で２月は受け取ったわけではないという意味で、柏葉氏に不利を与える誤解ではなかったと思うのですよ。不利を与えるものではなかった。でも、復帰宣言をされて、欠席届が先に必要なものを仕組みとして知っておきながら、先に理由書たるべき診断書を、何というのですかね、見せびらかしたのかどうか私はわかりません、そのときのことは。それをもって、病気かどうかも聞いていないというお話をされると、全く松浦議員が何を指して、何を聞きたいか、私は松浦議員に聞きたい。

今回は、病気の話は出ておりますが、病気になる前に本拠がなかったということであります。ましてや家族の支え、本人が言っていますけれども、議員たるものはどうあるべきかということを家族が理解しないで、さっさとこの本拠地を捨てて行ったというのが事実でありますし、実は私、病気という意味では不可思議でかないません。何で後づけなのか、北見市民にお会いでき、北見市で買い物ができるものが、何で美幌町民にもお会いできなく、美幌町を歩けない。これは、私は俗に言う病気ではなくて、病ではなくて、当たり前の心の経過だと思っているところでありますので、そこら辺松浦議員の意見を聞いておきたい。

**○議長（古舘繁夫君）**　松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　何か自分ばかりしゃべれるので意見を言いますけれども、私は病

気そのものが、先ほど言ったとおり、柏葉さんが病気でなかろうかという病名そのものを指して、私はこれ以上その病気のことを触れませんけれども、だからゆえに、議会としてしっかりその病気に対すべき、これが私は議員として与えられた人権を守るという部分だと思っていますので、それ以上の回答は、これ以上してもできないですね。

**○議長（古舘繁夫君）**　当初予定をしておりました時間になりましたので、また、皆さんからそれぞれ意見が述べられました。

自由討議を終了します。それで休憩をいたします。再開を１４時１０分といたします。

午後　２時００分　休憩

---

午後　２時１０分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、柏葉久子さんの議員資格決定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、資格決定書案のとおり、議員の資格を有しないとするものです。

議員の資格を有しないとする決定については、地方自治法第１２７条第１項の規定によって、出席議員の３分の２以上の者の賛成を必要とします。

出席議員は１３名であり、その３分の２は９名であります。

この採決は、記名投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

**○議長（古舘繁夫君）**　ただいまの出席議員数は１３名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に１番新鞍峯雄さん、５番中嶋すみ江さんを指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

**○議長（古舘繁夫君）**　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（古舘繁夫君）**　配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。

委員長報告の決定書案のとおり決定することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、自己の氏名もあわせて記載願います。

なお、賛否が明らかでないものにつきましては、会議規則第８４条の規定により反対とみなしますので、誤りのないよう記載願います。

詳細につきましては、事務局長から説明させます。

**○議会事務局長（浅野俊伸君）**　投票の方法につきましては、ただいま議長から説明のとおりでありますが、念のため再度私のほうから申し上げます。

委員長報告の決定書（案）のとおり決定することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、自己の氏名をあわせて記載願います。自己の氏名がないものの投票は、無効となります。

なお、賛否が明らかでないものについては、会議規則第８４条の規定により反対とみなしますので、誤りのないよう記載願います。

以上で説明を終わります。

**○議長（古舘繁夫君）**　投票箱を点検します。

（投票箱点検）

**○議長（古舘繁夫君）**　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

**○議会事務局長（浅野俊伸君）**　１番新鞍峯雄議員、２番大江道男議員、３番早瀬仁志議員、５番中嶋すみ江議員、６番松浦和浩議員、７番上杉晃央議員、８番岡本美代子議員、９番坂田美栄子議員、１０番宗像密琇議員、１１番大原昇議員、１２番吉住博幸議員、１３番橋本博之議員、１４番古館繁夫議

員。

**○議長（古舘繁夫君）**　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（古舘繁夫君）**　投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから、開票を行います。

新鞍峯雄さん、中嶋すみ江さん、開票の立会をお願いします。

（開　票）

**○議長（古舘繁夫君）**　投票の結果を報告します。

投票総数１３票、有効投票１３票、無効投票ゼロ、ありません。

有効投票のうち、賛成１２票、反対１票であります。

・賛成議員

新鞍峯雄議員、大江道男議員、早瀬仁志議員、中嶋すみ江議員、上杉晃央議員、岡本美代子議員、坂田美栄子議員、宗像密琇議員、大原昇議員、吉住博幸議員、橋本博之議員、古館繁夫議員

・反対議員

松浦和浩議員

以上のとおり、賛成が出席議員の３分の２以上であります。

したがって、柏葉久子さんの議員資格決定の件は、委員長報告の決定書（案）のとおり、議員の資格を有しないと決定しました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖宣告）

**○議長（古舘繁夫君）**　暫時休憩をいたします。再開は２時３５分といたします。

午後　２時２３分　休憩

---

午後　２時３５分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど宗像議員から、眼科通院のため早退の旨の届け出がありましたので報告をいたします。

---

**◎日程第５　一般質問**

**○議長（古舘繁夫君）**　日程第５　一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**〔登壇〕　それでは、さきに通告いたしました買い物弱者対策、地域防災計画の見直し、学校給食の充実、この３点について、順次質問させていただきます。

最初に、買い物弱者対策の１点目、取り組みの経過でございますけれども、昨年９月の一般質問で、私は買い物弱者対策の取り組みを提案させていただきました。迅速に関係者によります支援協議会を立ち上げ、具体的施策として、今回商店街宅配事業を実施されることを高く評価をいたしたいと思います。

初めに、アンケート結果による買い物弱者の状況、具体的要望の優先順位と高齢者等買い物支援協議会における施策検討過程での特徴的な議論内容をお聞かせいただきたいと思います。

次に、２点目、買い物支援宅配事業の見通しについてであります。

今回実施されます商店街宅配事業の立ち上げに当たり、参考としたほかの自治体の施策はありますか。１０月からの事業実施に向け、行政のソフト支援の内容をお聞かせください。

また、事業実施に当たり、現状で考えられる課題、その対応策の検討状況や、今後の見通しについてもお聞かせください。

この項目の最後でございます。３点目、今後の支援策。

この事業が安定して継続するためには、できるだけ多くの買い物弱者たちに利用会員として登録していただくのが基本であります。運営には、主に人件費、車両経費、宣伝費などが必要で、利用者の宅配手数料、加盟店手数料で賄うのが原則ではありますが、極めて厳しい状況が予想されます。したがって、こ

の事業を必要とする対象者の情報を適時に提供し、効率的な利用会員の確保を図るための方策が必要と考えますがいかがですか。

この事業は、ひとり暮らしや高齢者世帯、障害者世帯などの見守り活動という側面を持っており、今後行政として必要な連携・支援を充実させ、加えて加盟店は困り事相談や、大型店ではできない地元としてのきめ細やかなサービスの提供を積極的に開拓し、移動販売車の運行や買い物同行など、かゆいところに手が届くコミュニティビジネスとして確立・発展させていくべきと考えますがいかがですか。

そのためには、宅配運転手など人材の確保が特に課題であり、３月に一般質問させていただいたボランティアポイント制度の創設が、今後事業の安定かつ円滑な人材確保策として有効ではないかと考えますが、これまでの制度の調査研究の取り組み状況や、その必要性についてお聞かせください。

次に、大きな２点目、地域防災計画の見直しについてであります。

１点目、計画見直しのスケジュールについてでございます。

東日本大震災の発生を契機に、美幌町地域防災計画の見直し作業に着手するため検討委員会を設置されましたが、計画策定までのスケジュールをお聞かせください。

２点目であります。

美幌町では、特に厳寒期の大地震等の被災が一番過酷な状況と予想されますが、今回の計画見直しを行うに当たって、特に重視すべき見直し項目、新たに追加すべき重要項目に関して、現状での考え方をお聞かせください。

次に、学校給食の充実であります。

１点目は、完全米飯給食の推進への移行であります。

平成２２年５月実施の学校給食調査によりますと、米飯給食の実施学校は、ほぼ１００％となっています。週当たりの実施回数は、３．２回でありました。

本町におけます米飯給食は週３回で、ほかにめん類１回、パン１回を実施しており、全国平均的な実施回数であります。

学校給食現場の栄養士から見た子供たちの食の特徴は、単品好み、簡便化、いわゆるかんだり手間のかかるものはだめ、日本型食離れ、白い御飯離れと言われています。

長野県上田市で、米飯給食によって荒れた中学校を元どおりに戻した大塚貢校長の取り組みは有名でありますが、日本食の基本である米と御飯に合わせたおかずは、栄養バランスのよい給食で、食生活の改善、健康や学習にもよい影響があると考えますが、完全米飯給食への移行を検討してはいかがですか。

２点目、「弁当の日」の実施についてであります。

少子化、共働きなど、家庭環境の変化により、子供たちは日常的に料理をしたり、自分のお弁当をつくったりする経験をしていない子供がほとんどであります。

香川県綾川町滝宮小学校で生まれた「弁当の日」は、学校給食が抱える課題が、食の根幹にかかわると実感して、当時の竹下和男校長が提案して実践したものであります。

児童生徒に、お弁当を通して食への関心を高め、食に対する正しい知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活ができる基本を培うことを目的としたすぐれた取り組みであります。全国各地の学校において実践が広がり、効果があらわれています。

本町においても、子供がつくる「弁当の日」を取り入れる考え方はありませんか。

３点目、地産地消の推進についてであります。

平成２０年６月の岡本議員が、安心・安全の地域食材の確保について一般質問をしております。当時の教育長は、安心できる食材の確保に向け、生産者や生産グループなど、生産団体との連携を深め、より一層地場農産物の使用を図るよう取り組みたいと答弁しておりました。

そこで、当時と直近との比較で、農産物の地元調達はどの程度伸びたのか、その状況をお聞かせください。

今後の給食食材の地産地消、特に農産物の調達を推進するための具体的な方策についてもお聞かせください。

また、給食の安全への関心が高まっており、給食食材の産地公表を積極的に行うべきと考えますがいかがですか。

以上で１回目の質問を終わらせていただきます。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**〔登壇〕　上杉議員の質問にお答えをいたします。

初めに、買い物弱者対策について。

取り組みの経過についてでありますが、近年高齢者の増加に伴って、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、日常の買い物に困難な状況に置かれている高齢者等が増加している状況であります。

また、昨年９月議会において、上杉議員より、買い物弱者対策について、町として関係機関と対策検討会議を設置すべきとの一般質問をいただきました。

このような状況を踏まえ、平成２４年１０月１３日に、町、社会福祉協議会、地域包括支援センターに、商工会議所、連合商店街などの経済団体を含めた美幌町高齢者等買い物支援協議会を立ち上げ、現在まで計８回開催し、高齢者等の買い物支援について対策を検討してまいりました。

御質問のアンケート調査による買い物弱者の状況、具体的要望の優先順位につきましては、高齢者等買い物支援協議会を開催する中で、高齢者が買い物について、具体的にどのように不便を感じ、どのような買い物環境を必要としているかを把握するため、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯のうち、９００世帯に買い物アンケート調査を平成２３年１１月に実施し、５２５世帯より回答がありました。

アンケート調査結果では、買い物に不便を感じていると答えた方は全体の３６％、郊外地域に至っては、６８％の方が買い物に不便を感じている結果となり、不便を感じている理由として、歩くのが大変、店までの距離が遠い、重いものが持てないなどでありました。

また、買い物環境をよくするための具体的要望としては、宅配サービスの希望が最も多く１８．７％、次いで家族の協力１６．５％、お店への送迎１５．８％、移動販売１４．８％、バス、タクシーなどの充実１４．５％などといった結果になったところであります。

このようなアンケート調査に基づいて、高齢者等買い物支援協議会で宅配サービス、移動販売、交通手段の確保の三つの取り組みをすることで、先進地事例や補助事業などの支援制度を調査・検討し、協議をしてまいりました。

その結果、商店街にある商品をまとめて高齢者等の自宅に配送することにより、歩くのが大変、店までの距離が遠い、重いものが持てないといった問題を解決することができ、安否確認にもつながることから、アンケート調査で要望の一番多かった宅配サービスについて、平成２４年度取り組むこととしたところであります。

具体的には、高齢者等の自宅までさまざまな商品の配送をするために、商店街にある店舗が共同で宅配サービスの注文を受け、商品をまとめて自宅に配送する美幌町商店街共同配送宅配システム事業を北海道の地域支え合い体制づくり事業補助金を活用し立ち上げることとし、平成２４年第６回美幌町議会臨時会において、予算の議決をいただいたところであります。

現在、平成２４年１０月１日から事業がスタートできるよう、高齢者等買い物支援協議会等と協議を進めているところであります。

また、移動販売については、地元商店で取り扱う生鮮食料品や日常生活用品を移動販売車で地区を巡回して販売することにより、消費者は商品を直接見て選んで買うことができますが、国・道の補助事業の財源措置がないことから、宅配サービス事業の経過などを踏まえ、今後検討していくこととしておりま

す。

次に、高齢者等買い物支援協議会における施策検討過程での特徴的な議論内容についてでありますが、高齢者等買い物支援協議会を開催する中で、買い物支援をすることで商店街の商業の活性化や、買い物支援だけでなく、高齢者、ひとり暮らしの方への声かけ、安否確認、地域の見守り活動、御用聞き、困り事等の相談を実施していくこととしたところであります。

次に、買い物支援宅配事業の見通しについてであります。

御質問の今回実施される商店街宅配事業の立ち上げに当たり、参考としたほかの自治体の施策についてでありますが、商店街が主体となって実施している横浜市中区本郷町の横浜宅配サービスや、徳島県倉本町のパティオクラモトの商品の受注や配送方法などについて参考にいたしました。

次に、１０月からの事業実施に向けての行政のソフト支援についてでありますが、まず町広報９月１日号で宅配サービス事業について周知したところであります。

今後については、町ホームページの掲載のほか、高齢者等にじかに接する機会の多い居宅介護支援事業所、訪問介護事業所を初め、民生委員、児童委員協議会、全自治会、老人クラブ連合会などにおいて事業の周知を図り、最大限会員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業実施に当たり、現状で考えられる課題と、その対応策の検討状況や、今後の見通しでありますが、安定的な事業の継続は、会員の確保であり、会員登録者数をふやすことについて、町広報、ホームページ、チラシ、ポスターなどで制度の積極的なＰＲをするとともに、会員確保に努め、継続的に事業が推進できるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、今後の支援策についてでありますが、御質問の効率的な利用会員の確保の方策でありますが、商工会議所、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び連合商店街などで関係機関、団体等に制度のＰＲをするとともに、町として会員確保に全力を挙げていきたいと考えております。

この事業の主な内容につきましては、商品の宅配サービスのほか、御用聞き、困り事などの相談、高齢者ひとり暮らしの方への声かけ、安否確認、地域の見守り活動としており、地域のひとり暮らしの高齢者や障害者等の安否確認をしていただくことで、高齢者が必要と考えるきめ細やかなサービスを提供することとしております。

今後においても移動販売などの事業について検討していることから、高齢者が安心して暮らせるコミュニティービジネスとして発展していくことを期待しているところであります。

次に、御質問の宅配運転手などの人材の確保について、ボランティアポイント制度のこれまでの制度の調査研究の取り組み状況についてでありますが、現在町内のボランティア団体の会員の確保を図るため、平成２４年６月に作成した美幌町のボランティア団体のパンフレットで、広報、町ホームページ、関係機関・団体にＰＲするとともに、募集を図っているところであります。

また、ボランティアポイント制度につきましては、制度導入市町村を調査し、平成２４年４月現在、全国でこの制度を導入している市区町村は６０市区町村となっており、道内においては、導入している市町村はないという結果となっておりますが、この制度は高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、みずから生きがいを持つことや、健康づくりを推進する事業であると考えていることから、今後引き続き具体的に調査研究してまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画の見直しについてでありますが、美幌町地域防災計画の見直しにつきましては、本年６月２５日に第１回美幌町防災会議を開催し、防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正内容について報告を行

い、計画の見直しに当たり、防災意識に関する町民アンケートの実施、町民や関係団体からの意見を取り入れた素案づくりのため、美幌町地域防災計画検討委員会を設置すること及び今後の見直しにかかるスケジュールについての確認を行ったところであります。

その後、公募の町民及び団体の推薦を受けた者で構成する美幌町地域防災計画検討委員会を設置し、その第１回目の会議を８月２２日に開催したところであります。

今後、直接住民にかかわる避難対策、物資の備蓄、輸送に関する対策を検討する住民対策部会と専門性のある地震対策の強化、応急復旧対策、町民の防災意識向上のための対策を検討する専門対策部会において具体的な作業に入ることになっております。

今後、１１月までに３回程度の部会を開催し、検討委員会で全体調整を行い素案を作成した後、年内に第２回防災会議で協議を行い、平成２５年２月ごろにパブリックコメントを実施、３月に検討委員会、防災会議を開催して修正内容を決定する予定であります。そして、４月には修正内容を北海道へ報告し、その後公表することになります。

見直し項目、新たに追加すべき重要事項でありますが、先ほど答弁しましたとおり、現在検討委員会であらゆる項目について見直す考えで、見直し作業を行っているところであり、見直し項目は、今後具体的になっていきます。

御指摘のとおり、冬期における対策は課題であり、現段階で特に重視する見直し項目や追加で検討すべき項目としては、避難対策の事項であり、具体的には避難所までの経路の確保及び避難所の除排雪、避難所での女性ニーズへの配慮、防寒対策のための暖房器具の整備や燃料の備蓄及び確保、さらには積雪などにより道路が不通になり孤立した地区への情報通信手段の確保や物資の輸送、冬期間における避難訓練の実施などであります。

これらのさまざまな課題について、検討委員会の意見を取り入れ、地震対策を中心とした災害時の被害を最小化する減災の考え方を基本として、見直し項目を検討したいと考えております。

学校給食の充実については、教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**〔登壇〕　教育委員会から答弁をさせていただきます。

完全米飯給食の推進への移行についてお答えいたします。

御承知のとおり、学校給食は学校教育活動の一環として、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことを目的として実施しております。

本町の学校給食は、主食の米飯、パン、めんと副食のおかず、牛乳を組み合わせての献立となっております。どの主食でも、副食との組み合わせによって、文部科学省による学校給食実施基準を満たし、児童生徒の発達に大切な栄養が十分とれるよう、バランスのとれた給食を提供してきております。

したがいまして、御質問の完全米飯給食につきましては、今のところ移行する考えはありませんが、今後におきましても、どの主食でも副食として肉と魚と野菜のバランスのとれる献立になるよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、「弁当の日」の実施についてでありますが、食に関する問題は、本来家庭が中心となって担うものですが、食生活の多様化が進む中で、保護者が子供の食生活を十分に把握し管理していくことが困難になってきていることも事実であります。

このような状況を踏まえますと、子供に対する食育については、家庭、学校、地域が連携して次代を担う子供の食習慣の形成に努める必要があると考えております。

今後、食育を推進するに当たりまして、子

供がつくる「弁当の日」も貴重な先進事例として参考にさせていただき、検討課題とさせていただきます。

最後に、地産地消の推進についてお答えいたします。

まず、地場産農産物の使用状況でありますが、平成１９年度における野菜使用状況は、２２品目中２１品目で美幌産を使用しており、２３年度は２２品目中１８品目となっております。３品目減少した原因は、献立によって使用する野菜が地場産以外のものに変更となったり、町内で生産をやめたことによるものです。

このように、毎年地場産農産物の使用は、献立内容と農作物の作付や生育状況によって多少変わってきております。

今後も安全で安心な食材の確保を大前提に、限られた給食費の中で購入しなければならないことも考慮しながら、できるだけ地場産農畜産物の購入を図りたいと考えております。

なお、給食食材の産地公表につきましては、本年５月から行っております。毎月児童生徒に配付している献立表に、町内、道内、国内、国外別に掲載しており、町のホームページにも掲載しておりますので、ぜひごらんいただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**　それでは、順次１項目ずつ質問をしてまいりたいと思います。

買い物弱者の１点目でございますけれども、取り組み経過については、十分理解をいたしました。

それで、この要望の中で、１番が宅配サービス、２番目でちょっと家族の協力というのが２番目に来ております。この部分で言えば、町内に家族が住んでいる住民の方については、今後やはりその不便さを解消するために、ぜひ家族のきずなを大切にしていただきながら、そういう不便さの解消のために努力をしていただきたいなと。これは住民に対する呼びかけになると思います。この部分については、特に答弁要りません。

次の買い物支援の宅配事業の見通しの部分で、これは９月号の町広報に載った、このチラシというか、紹介でございますけれども、近くチラシなども町民に配布されるということでございますけれども、買い物に不便を感じている高齢者等に、直接声をかけて会員登録を勧めるというのが一番望ましいというふうに考えております。

そこで、広報とかホームページ、チラシ、ポスター以外のそういう有効な策というのは、何かありますでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　今考えられることについては、立ち上がり１０月１日からということで、でき得る限り考えられるようなことを取り組んでいこうという姿勢でおります。

それで、直接高齢者の皆さんにお話しするということで、もちろん地域包括支援センターのほうの御協力もいただきたいし、民生委員、児童委員の皆さんにも、大変忙しくて苦労されておりますけれども、ありとあらゆる方に御協力をいただいて、こういう取り組みできましたので、何とか多くの人に利用していただくようなことを今後考えていきたいなと思っているところであります。

それで、経済産業省の調査でも、過疎地あるいは都市部にかかわらず、全国で６００万人も今いると言われております。今後は過疎地以外も、都市周辺でも団地を中心に、またこういうことが加速していくのではないかなという予測がされております。そんな中で、美幌町としては早い取り組みができたなと思いますので、いずれにしろスタートしてからさまざまな課題に当たると思いますけれども、それらを一つ一つ乗り越えて、よりいい制度にしていきたいと。そのために、さまざまな手段を通じて広く訴えていきたいと、そんなふうに考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**　これからの取り組み

ですので、今後の取り組みに、ぜひ行政としての全面的なそういう支援をお願いしたいと思うのですけれども、やはり対象とする人がやはり高齢者とか障害者、弱者に、当然一定の人に限られておりますので、情報提供がもし可能であれば、そういう対象者の情報をそういう必要なところに配布しながら個別に、先ほど言った例えば民生委員であるとか、包括だとか、介護支援事業者の方から直接声をかけていただくことが、より効果のあることだというふうに思いますし、また、できれば自治会だとか、老人クラブに出前で出かけていくとか、そんなようなことも含めて、町のほうの今後の取り組みを期待して、この質問については答弁は要らないです。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　答弁要らないということでありますけれども、私１回目の答弁のときに、この買い物支援協議会の立ち上げ、２４年１０月１３日と言いましたけれども、平成２３年の誤りですので、訂正をさせていただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**　３点目の今後の支援策でありますけれども、この事業は、やはり関係者がいろいろな知恵を出して、汗をかくことでやはり買い物弱者の多様な要望にこたえていく。そして新たなサービスの提供を通じて、先ほど質問したコミュニティビジネスとして発展の可能性が、私はあるのではないかなと。そういう意味でいえば、美幌町におけるこの事業の正否というのは、まさにその人材を確保することが喫緊の課題だと思いますので、提案いたしましたボランティアポイント制度、これ確かに答弁のように、道内で実績はありませんけれども、私は人材確保の有効な方策というふうに考えておりますので、ぜひ制度の有効性は理解いただいていると思いますけれども、さらに踏み込んで具体的な検討をするような考え方はございませんか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　この取り組みの中心となるのは商工会議所でありまして、余り我々が介護だとか、そういうことばかり要求しても、やはりこれは商店街のソフトの活性化、それから福祉の面ももちろんありますし、そういった取り組みですので、余り福祉福祉と言うのも、やはり実施する側としては、こちらから私どもががんじがらめにするというのもいかがなものかなと思いますので、いずれにしろ議員おっしゃるように、ボランティアポイント制度は、ほかのところでどうできるのかということも含めて考えていかなければいけないと思いますけれども、以前の議会の中でもお答えさせていただいておりますけれども、私は町は無償ボランティアも活発でありますし、有償ボランティアのサクランボもあります。そういうことで非常にうまくすみ分けができて、利用する方については、お金を払って支援を受ける、あるいはボランティアで支援を受けるというようなさまざまなことができているので、そういうことも全体を通してやっぱり総合的に考えていかなければいけないと思いますので、今この制度が立ち上がったばかりなので、いきなりボランティアポイントでやってくださいというのも、これはちょっとなかなか難しいと思いますので、どうできるかは、まず安定的に提供できてから、その後どうするかということは、今後の協議になると思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**　町長答弁のように、これからのやはり私も進捗状況を見ていきたいと思いますけれども、やはりボランティアの確保というのが、今どの団体も苦労されております。ですから、私はこのポイント制度を有効に活用することが、ある面では、またこういう買い物弱者対策の方策の一つとなるというふうに考えておりますので、今後の町の様子を見ながら、この質問については終わらせていただきたいと思います。

次に、地域防災計画の１点目の計画見直しのスケジュールについて御答弁いただきまし

た。

美幌町では、初めて防災意識の町民アンケート調査の実施、あるいは町民や関係団体からなる地域防災計画検討委員会というものを設置して、見直しの作業に取り組まれたということは、私は大いに評価をいたしたいと思います。

今までは、専門機関による防災会議で計画協議を行っていたわけですから、今回特に避難の対象者になる住民生活にかかわるそういった部分について、町民や関係者で検討するというようなことは、大変有意義なことでありますし、あわせて防災意識の向上にもつながるというふうに考えております。

先ほど答弁のありました中で、素案ができ上がった段階で、２５年２月ごろにパブリックコメントを求めるということですけれども、私もちょっとホームページを見てみますと、残念ながらこのパブリックコメント、ホームページ上で見る限りは非常にコメントが少ないということで、町はいろいろな努力されている割に、町民の皆さんのそういう意見というのがなかなか吸収できてないということですけれども、この点に関して、さらにパブリックコメントを多くの町民に求めていく有効な手段ってなかなか難しいと思うのですけれども、たしか１３件中３件ぐらいしかコメント、それも４人の方から６件ぐらいの意見でしたでしょうか。そんなことでしたので、この辺のパブリックコメントの活用ということも防災に大事だと思います。その辺についての何か考え方があれば、お聞かせいただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　このパブリックコメントは、自治基本条例の中で言われている、あらゆる手段を通じて住民の皆さんに情報提供をして、そして住民の皆さんと一緒になってこの町をつくっていくというようなことでありますので、少ないからやめるというわけにもいきません。

今、町民アンケートの調査戻ってきていますので、これら今集計しなければいけないと思っていますけれども、非常に聞くところによると、書き込みの意見が非常に多いということなので、非常に参考になるのではないかなと思います。そういった意味では、防災会議のそのもうちょっと下に、二つの部会を設ける、その検討委員会を設けたということは、議員の提案で、我々もその必要性を認めて、今回初めて取り組むことでありますけれども、非常に効果的ではないかなと思っていますし、また、アンケート調査自体も本当にいろいろな意見が入っておりますので非常に、これを有効に生かすことによって、安心で安全なまちづくり、防災対策、そして減災の取り組み、これがしっかりできるのではないかなと、そんなふうに思っていますので、いずれにしろ町民の方に入っていただいた中での防災計画をしっかり、この美幌町らしいものをつくっていきたいと、そんなふうに考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**　それでは、防災の２点目でございますけれども、特に重視すべき項目、追加すべき項目について、厳寒期の対策として、先ほど答弁なされたような、いわゆる避難対策について重視しているということですから、この辺は今町長からも答弁ありましたように、アンケート調査等で多くの書き込みがあるということですので、ぜひこの検討委員会の中で、そういう書き込みなんかの意見も丁寧に、やはり具体化できるような取り組みをしていただきながら、町民の声をしっかり反映した、災害時に役立つ、みんなが安心の防災計画を策定されることを期待しまして、この質問については終わりたいと思います。

次に、学校給食の充実の１点目でございます。完全米飯給食ということで、学校給食法の第２条では、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食育を営むことのできる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと。

食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることに理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこともうたわれております。

ところで、子供たちの米離れというのが進みまして、この米離れからいわゆる食生活の乱れや、多くの問題が発生しているというふうに専門家の方が多く言われております。いわゆる食事バランスの乱れは、生活習慣病の増加となり、心の乱れにもつながり、子供たちの非行やいじめにも影響を来していると言われております。

先ほど紹介した大塚校長は、荒れた学校の再生に取り組み、授業の改善、花壇づくりなどにも取り組み、学校給食の改善に挑戦した方ですが、それは非行の一因として、食の乱れがあると知ったから、校長がこの活動を取り組んだ。

当時週６日制でしたので、米飯給食２回、パン食３回、めん類１回でしたけれども、米飯をふやして、答弁にありましたように、栄養バランスのよい給食となるよう改革を進めた結果、中性脂肪、高脂血症、貧血、アトピーの子供は少なくなり、加えて授業や集会などの集中力も高くなったと、この著書の中で語っております。

文部科学省の発表では、２００９年で全国では１，８４３校、率に直しますと約６％が完全米飯給食を実施しております。

完全米飯給食について、今のところ移行する考えはないとの答弁ですが、その必要性についてはいかがでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　ただいま御質問のありました完全米飯ということでございますけれども、基本的には今議員おっしゃるとおり日本型というか、和食のよさは十分認識している上で、段階的に考えていきたいというふうに思っています。というのは、今お米が３、それからめん１、それからパン１の中で、本来の日本型というふうに言われているもの、特にその洋風化というか、欧米化と言われているその肉類とか乳製品、それから油脂類が非常に多く摂取している。ではそれをどう直していくかということを、現在の先ほど言った３・１・１の中で何かできないかというのが本当の気持ちでございます。そういった意味では、栄養士の方頑張られていますけれども、今以上にいろいろ考えていただく。

例えば、子供の魚が嫌いとか、そういった中で、和食にしなければ魚というイメージではなくて、パンであっても何か魚を食べていただくとか、そういうことを考えることも最初にすべきではないかなというふうに考えております。

当然それに合わせて、今議員がおっしゃられた先進事例は、十分に研究していきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**　子供が毎日食べるこの給食というのは、家庭の食卓と並んで、大げさに言えば日常を左右する食習慣の大切な土台づくりになると思います。

それで、やはり日本の食の基本であるお米と、それに合わせたおかずの和食というのは、もうまさに日本人の体に合っているあかしなんだろうと思います。

実施には、ハードル高いと思います。保護者であるとか教職員、あるいは栄養士、給食調理員などの理解が必要ですので、直ちに実施は難しいと思いますが、当面ステップアップしていくために、週３回の米飯をまず１回ふやして４回にして、パンとめん類はそれぞれ週０．５回にして、そして最終的に５回の完全移行すると。こんなようなことをやはりできるだけ早い時期に検討者で、やっぱり検討することを期待をいたしたいと思います。

もちろん、子供の喜ぶ○○パンの日のメニューとか、そんなようなことは、一部希望は取り入れた楽しい給食というのは必要だと思いますが、やはり大事なのは、きちっとした食育を、残念ながら家庭の中で十分できて

ないところを公の学校給食の中でもしっかり補完していくと、そういうことが大事かと思いますので、ぜひ米飯給食がふえることで食生活の改善、子供たちの健康や学習へのよい影響が出るというふうに大いに期待できますので、教育委員会としての、その熱意を再度お答えいただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　学校給食ということでございます。安全に安心でおいしいと。このごろは、やはり楽しいということで、やはりこれは日常の食生活の中でも、やはり食事を楽しく食べれるというのは、学校給食だけでなくても、やはり自宅においても重要なことだというふうに思っております。

今おっしゃったように、ビタミンとかミネラル等が非常に摂取が少なくなってきていると。それに対応するものが、魚とか野菜に多く含まれているものというのは十分承知しております。前向きでは、非常に今言われたことについては、検討する気持ちはあるのですが、やはり今、繰り返しますけれども、３・１・１で行われていることのまだ努力が足りないもの。例えば、先ほどのおいしいという部分ではいいのですけれども、いかに子どもたちが嫌いなものを楽しく、それから食べていただけるかという部分を、学校だけでなくて、やはりそこにかかわる保護者の方とあわせながら段階を踏んで進めていきたいというのが考えでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**　３６５日これは人間が生きていく上には、毎日３回食事をするわけですけれども、食事回数に占める学校給食の割合というのは、わずか１７％。しかし、貴重な食べることを学ぶ時間でもあります。そういった意味では、この小中学校９年間の間で、子供にとってやはり一番よい食事を提供していくことが、子供たちの学習や知力、いろいろな形での成長に大きく貢献できる、その一翼を学校給食が担っているというふうに思いますので、私も質問していて、今すぐこれを実現せということを早急に求めているのではなくて、やはり先進事例を、先ほどもお話しありましたが、しっかり調べた上で、どういう違いがあるのかということを検証しながら、できるだけ早目に取り組んでいただくことを希望しながら、１番目については終わりたいと思います。

次に、「弁当の日」のことでございます。これは子供がつくる「弁当の日」ということで、これも先進事例をもとに検討課題とするという答弁でございました。

実は、竹下先生が、この提唱する、私は「始めませんか弁当の日」というこの本、この先生いろいろな本をたくさん書かれておりますけれども、この弁当の日というのは、子供だけで弁当をつくる。つくり方はどうするかといったら、学校で教えることを原則にしてます。

実践したある学校では、実際に見てみるとバランスのよい食事について考える。それから、食事のポイントをプロの料理人から学ぶ。そして具体的に献立づくりと実際の弁当づくり、そしてそれらをつくったものをオリジナル弁当をグループ発表しながら取り組んでいると、こういうような学校の実践事例を見ました。

成果として、授業を通しての弁当づくりを体験することで、弁当をつくる楽しさや大変さを学ぶことができた。いつも食事をつくってくれる家族への感謝の気持ちがより強くなった。栄養バランスや彩りなど工夫した弁当をつくったことで達成感が得られたなど、大変よい報告がなされております。このような体験から、食への関心と感謝の心というのが育てられると思います。

既に「弁当の日」を行っている学校は、１，０２３校を数えています。これもできるだけ早く先進事例を調べていただきながら、「弁当の日」の効果、課題というようなことをいろいろ調査しながら、どんなような手順だったら実施できるのかを研究されることを

期待しますが、いかがでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　弁当づくりから学ぶ食育ということで、今議員がおっしゃっていただいたとおり、食べ物の大切さとかつくる楽しみ、感謝の気持ち等をはぐくむということでは、本当に同感であります。

私も竹下先生の本をちょっと見せていただいた中で、実際には、今はもう退職されて、このよさを何とかＰＲするということで、いろいろ全国を回ってられているということでございます。これもいろいろ当時の状況を見ると、柔軟に無理なく取り組もうというようなことで、これも何か形にはめるということではなくて、やはり皆さんときちんとお話をして、学校だけの問題ということでもないということも十分に理解しております。そういった中では、非常にいい試みでもあるということでありますので、答弁書に書いてございますとおり、本当に先進事例として、今後はいろいろ課題等も含めてきちんととらえながら検討していきたいというふうには考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**　それでは、最後の地産地消の推進についてでございますけれども、地場農産物の使用状況、１９年度と比べて若干変動はありますが、できるだけ地場の産品を利用する努力をされていることについては、評価したいと思います。

食育基本法では、農林水産物の生産された地域内の学校給食等におれる利用等を取り組むということが明記されております。また、その中で、現在４０％しか作成してないようでございますけれども、市町村には食育推進基本計画の作成の努力が求められておりまして、この国の第２次の内閣府のホームページから見ると、この中での目標値として、平成２７年度末までに、１００％の作成実施を目標にしているというふうにうたわれておりますが、現状での教育委員会の考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　食育の推進の基本計画には、今議員おっしゃったとおり、第１次が終わりまして、２３年度から２７年度までがスタートしているということでございます。そういった中で、今御質問の推進計画の作成実施ということでありますけれども、２７年度までに、その目標については１００％求めたいという国の考えであることも、そのとおりだと思います。

当時、ですから１８年のときだと思いますけれども、食育の推進計画をまとめようということで、当時教育委員会が中心になってまとめた経過がございます。

今後につきましても、その基本計画については、当然町長部局と、町長と協議をしながら何かの形できちんと進めていきたいというふうに思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**　２７年度まで時間あるようで、そう猶予ありませんので、ぜひこの基本計画の推進に向けて、関係者でぜひ努力いただきたいと思います。

最後になりますけれども、学校給食に地場の農畜産物の利用を拡大するために、私は教育委員会、学校、給食センターの栄養士とか調理員、それから経済部の農政担当、ＪＡ、生産者グループ等による学校給食の地場の農畜産物の利用促進の協議会のようなものを設置して、特に私は思うのですが、今後ＪＡの協力を得て、安くて安全なおいしい地場の農畜産物の調達方法などを検討すべきと思いますがいかがでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　地元の食材の調達ということでございます。食材数ベースでいけば、現在で十分に利用しているのかなというふうに思っております。問題は、重量・個数ベースというか、どれだけを地元を使えるとかという話でございます。

例えば、美幌の主産品であります、例えばジャガイモ、タマネギ、ニンジン等がありま

すけれども、地元調達という意味では、系統出荷だけでなくてグループ等の出荷もあるので、おおむね地元の利用率、ジャガイモ等につきましては、大体年間３トンを使って１００％、タマネギはちょっと季節的なものがあって、どうしても１年を通して確保できないということもあって、５７％にとどまっておりますけれども、今おっしゃったようなシステムづくりは必要ということに関しては、私も同感で思っております。

もう少しちょっと欲を言わせていただければ、私も前任が経済部長ということもありまして、できれば農産物を扱う大きな企業とか組合、ＪＡ等については何とか、今企業はどうあるべきかということが問われております。ＣＳＲというのですか、ああいうような形の中での社会貢献として、地元の子供たちには、ぜひこういう食材は、ただとは言わないけれども、安価で安心にして一定量を提供するよというような考えを持っていただきたいなというのが、今教育長になったというわけではないのですけれども、常々思っていることではあります。そういった中では、本当に今以上に地元の食材を使う努力はしていきいたと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　７番上杉晃央さん。

**○７番（上杉晃央君）**　ぜひ、私もこの問題に取り組むに当たって、いろいろインターネット上でいろいろ調べていくと、やはりその地域、極端に言えば、県によっては、もう農協連が全体的にその県のそういったことに積極的に行政なんかと一体となって取り組んでいるところもありますけれども、美幌はいわゆる給食センター１カ所ですので、そういった面では非常に連携とりやすいと思いますので、今後ぜひ、今教育長おっしゃったようなことで検討課題として、関係者でどうできるのかということについて検討いただきたと思います。

最後になりますけれども、産地公表の関係、私大変勉強不足で、答弁いただいてホームページ見ますと、ことしの６月分から産地公表しているということですので、これは大いに結構なことだと思います。

いずれにしましても、やはり食の安心・安全、子供たちの健康、そういったことを考えると、この学校給食の果たす役割は非常に大きいものがありますし、また、最後の質問で上げました、いわゆる地元農産物の提供について、美幌にこの問題に関心の高い生産者もたくさんいらっしゃいますので、どうか町が先頭になって取り組まれて、これらの課題が少しでも前進、取り組まれることを御期待して、一般質問を終了したいと思います。

終わります。

**○議長（古舘繁夫君）**　以上で、７番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

**○議長（古舘繁夫君）**　暫時休憩します。再開は、３時４５分からといたします。

午後　３時３４分　休憩

---

午後　３時４５分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

もはや４時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（古舘繁夫君）**　異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

５番中嶋すみ江さん。

**○５番（中嶋すみ江君）**〔登壇〕　本日は、３項目、３点について質問させていただきます。

１点目、つえホルダーの設置について。

高齢化が進むにつれて、つえを利用される方を多く見かけるようになりました。金融機関などや、役場の各窓口での手続をすると

き、また、トイレを利用するときなど、外出先で両手を使う際は、つえの置き場に大変困っておられます。窓口のカウンターなどの壁に持たせかけても安定せず、つえが倒れてしまい、その音で周りの人も驚いたりしております。つえを少しひっかけたり、立てかけられるつえフックやつえホルダーなどが傍らにあると、どんなにか助かると思います。

本町の役場庁舎の一部には設置してありますが、トイレなど含め、まだまだ設置されていない公共施設があります。これからは、つえを利用される高齢者の方が多くなっていくと予想され、ますますつえフック等が必要になってくると思われますが、未設置の公共施設や、既存のつえフックの充実について、考えをお伺いいたします。

２点目、農村地区のごみ収集に伴う環境衛生について。

農村地区の方々から、ごみ収集回数をふやしてほしいとの要望があり、この声を受け、本町ではアンケート調査を６月に実施され、その結果が出ておりますが、２７自治会中２２自治会の回答があり、９自治会が一般ごみ収集を月１回から２回へ、５自治会が資源、その他プラの回収を月２回要望されております。その要望理由には、１カ月間ごみを保管しておくことが大変であること、また、悪臭が出るなど不衛生であること、そして非農家の世帯が半分以上占めている地区では、保管場所にも苦慮することが上げられております。

また、赤ちゃん等がいる子育て中の家庭においては、おむつ等の処理ごみがふえ、保管に苦慮されており、早く収集回数がふえることを望んでおります。生ごみが出る量は、市街地も農村地区も同じであると考えます。

そこで、アンケート結果に基づいた農村地区の方々への環境衛生についての取り組みや、今後の対策について考えをお伺いいたします。

３点目、通学路の安全対策への取り組みについて。

通学路の安全対策への取り組みについて、本年４月には、京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、３人が死亡、７人が重軽傷という痛ましい事故が発生し、その後も各地で登下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生し、本町でも児童が下校時に軽自動車にはねられる事故が発生いたしました。

昨年１年間の交通事故死亡者数は４，６１２人で、１１年連続減少となりましたが、負傷者数は、今なお８５万人を超え、いまだ交通戦争は終わっていないと言っても過言ではないかと思います。しかも、死者数の中で歩行中の占める比率が上昇しております。

交通事故死者数を状態別に見た場合、平成１９年までは自動車乗車中が最多でしたが、平成２０年以降は歩行中が最多となるようになりました。

今日求められている対応は、行政や民間、家庭などの知恵を結集し、町民の意識改革をも見据えた総合的通学路の安全対策が必要と思われます。

このたびの各地で登下校時に発生している児童等の交通事故を重く受けとめ、すべての公立小学校で緊急合同総点検を実施するよう、文部科学省、国土交通省及び警察庁から通知が発せられておりますが、本町においても実施されました緊急合同総点検の点検結果において、問題点や課題が明らかになったものがあればお示しください。

以上、１回目の質問を終わらせていただきます。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**〔登壇〕　中嶋議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

通学路の安全対策への取り組みについては、後ほど教育委員会のほうから答弁を申し上げたいと思います。

初めに、高齢者への思いやりと安心の施策の充実について。

つえホルダーの設置についてでありますが、御質問のつえフックの設置についてであ

りますが、高齢化に伴い、つえを使う方がふえてきている状況にあります。来庁したお客様が、窓口カウンターなどでつえの置き場所に不便を感じている方が見受けられたことから、平成２１年１２月に社会福祉協議会の職員が手づくりでつえホルダーを作成し、しゃきっとプラザ窓口や、戸籍・年金の記載台などに設置したところであります。当面、手づくりのつえホルダーを公共施設の窓口カウンターやトイレに設置してまいります。

次に、農村地区のごみ収集について。

農村地区のごみ収集に伴う環境衛生についてでありますが、ごみの収集につきましては、現在市街地区は一般ごみが週１回、その他プラは月２回、資源物は月１回の個別収集を行っております。

農村地区の収集回数につきましては、平成１０年５月から、一般ごみは月１回の戸別収集、資源ごみについては年３回の拠点収集。平成１１年４月からは、年６回の収集を行っておりました。

その後、平成１７年４月からのその他プラの回収、９月からのごみ有料化に伴い、一部自治会から、一般ごみの収集について、月２回の実施要望があり、２回収集を実施するためには、収集体制により、戸別収集から拠点収集にしなければならないことにより、農村地区の説明会を行ったところであります。

その結果、一般ごみは戸別収集のまま月１回、その他プラと資源物を年６回から月１回とする要望が多かったため、平成１７年４月から、一般ごみについては月１回の戸別収集、その他プラと資源物は月１回の拠点収集となり、現在に至った経過があります。

市街地区及び農村地区においても、平成１７年度以降、現在の収集体制が町民の方に浸透、定着している状況でありますが、近年農村地区の一般ごみの収集回数をふやしてほしいとの要望があったことから、農村地区のごみ収集の実態を把握し、今後の収集体制の参考とするため、本年６月から７月にかけて、対象２７自治会にごみ収集アンケートを実施し、２２自治会から回答がありました。

その結果、一般ごみの収集については、現在のまま月１回の収集でよいが１３自治会で４８．１％、月２回の回数増が７自治会で２５．９％、資源、その他プラについては、現在のままが１６自治会で５９．３％、月２回の回数増が３自治会１１．１％という状況であります。

今後ともアンケート結果を参考に、町全体の収集体制について、自治会衛生部会や関係機関と協議し、研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**〔登壇〕　教育委員会から答弁をさせていただきます。

通学路の安全対策への取り組みについての御質問にお答えいたします。

過去３年間の通学途中の交通事故件数につきましては、各学校から提出された事故報告の件数で、平成２１年度が３件、平成２２年度が２件、平成２３年度が３件、今年度は現在まで１件発生しております。その主な原因としまして、児童生徒の自転車同士の事故１件、児童生徒の不注意４件、運転手の過失４件となっております。

文部科学省からの通知による通学路の安全確保の調査につきましては、６月２５日付で町内各小学校に調査を依頼し、各小学校で点検などを行ったところであります。

そのうち、東陽小学校からは、通学路における緊急合同点検の要望があり、美幌警察署、道路管理者である町建設水道部、東陽小学校ＰＴＡ役員、学校長、教育委員会が７月１７日に合同点検を行ったところであります。

その結果、通学路の改善要望の内容として、交差点における横断歩道の設置、信号機の設置、通学路の速度制限が上げられ、横断歩道、信号機の設置につきましては、道路幅員、交差点からの距離など、道路交通法の基

準に従い、今後の検討がなされることになっております。

速度規制につきましては、学校近辺の道路は、時速３０キロメートル制限と４０キロメートル制限の道路がございますので、現在公安委員会において、学校の周辺は３０キロメートル制限にすべく検討しているところでございます。

通学路の安全を確保することは、児童生徒が安心して学習する上で当然のことであり、登下校中の事故は決してあってならないと認識しております。

通学路の安全確保調査に基づき、美幌町教育委員会としましても、前回の町議会臨時会において議決をいただきました美幌小学校北側駐車場の出入り口移設や、各小中学校周辺に設置する交通安全のぼり旗の設置を行い、通学路の安全確保を図ってまいります。

児童生徒の交通安全教室については、今後とも道路の横断、安全な歩行、自転車の正しい乗り方など、交通ルールを守ることを徹底してまいります。

また、本町の場合は、美幌町交通安全推進委員会、あるいは自治会交通安全部会、そして児童生徒の多くを、多くのボランティアの方々が見守っていただいており、町民総ぐるみで交通安全運動を展開しておりますので、学校、保護者、地域の方々など、関係者の意見を聞きながら一層の児童生徒の安全対策に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　５番中嶋すみ江さん。

**○５番（中嶋すみ江君）**　公共施設など、未設置の場所にふやしていただけるということで安心いたしました。

この手づくりつえホルダーを初めて見る方は、これは何に使用するものなのかな、用途がわからない人もおられるのではないかと思います。それで、例えばここにつえをおかけくださいなどの表示とか、つえを持っている方に声かけを行うことが親切であると考えますがいかがでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　民生部長。

**○民生部長（馬場博美君）**　ただいまの御質問でございますけれども、御指摘のとおり、社会福祉協議会の職員が手づくりでつくったということで、今現在、早速御質問いただいた後、総務部と協議して、９月１１日には役場１階の窓口、高齢者等が多く来町される各窓口に、住民、医療給付、税務、水道ということで設置してございました。

中嶋議員さんおっしゃられるとおり、かさも同様に倒れやすいということもありまして、職員がお使いくださいといったことで説明して対応するということで考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　５番中嶋すみ江さん。

**○５番（中嶋すみ江君）**　よろしくお願いいたします。

本当に私も見たときに、これどうやって使うのかなと思いましたので、本当高齢の方だったらちょっとわかりづらいのかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

次です。また、高齢の方の中には身体的に、足に負担をかけるのを軽くするためとか、予防としてつえを使用したほうがよい方もおられます。そういう方々が安心してつえを利用できるためにも、さらに国保病院にもつえホルダーの設置をしていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　病院事務長。

**○病院事務長（大村英則君）**　今回の御指摘を踏まえながら、民生のほうともお話をさせていただいて、近いうちにつえホルダーの設置等を行うように検討しております。

**○議長（古舘繁夫君）**　５番中嶋すみ江さん。

**○５番（中嶋すみ江君）**　ありがとございます。本当にこれから先も高齢化が進んでまいりますので、本当に思いやりのあるまちづくりの取り組みをさらに目指していただきたいと思います。

１番目の質問は、終了いたします。

次、農村ごみの収集についての再質問をさせていただきます。

農村地区の方が、ごみ収集回数をふやしてほしいという理由に、悪臭が漂い不衛生であることが上げられております。環境衛生面として、その点はどのように考えられておられるか、お伺いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　民生部長。

**○民生部長（馬場博美君）**　農村ごみに問わず、一般ごみについても、先ほど町長から答弁させていただきましたとおり、拠点収集だったものを戸別収集にするということで、今までの過去の経過で対応してきているところでございます。

今、御質問の衛生面については、１７年４月から一般ごみについて、今現行制になってございますけれども、一部農村の方から、夏場においが非常にきついと、夏場だけでも回収していただきたいといったことと、あるいは御質問にありましたけれども、紙おむつの要望等もあります。

それから、保管場所についても大変だということもありますので、先ほど町長のほうから御答弁させていただきましたけれども、それに基づいて改善すべく、全体の中でどう進めていくかということで、農村部ばかりでなくて、町のほうも一部そういったこともありますので、そのことも含めて、今後検討していきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　５番中嶋すみ江さん。

**○５番（中嶋すみ江君）**　本当に一月間保管するのは、まことに大変であります。

また、農村地区の方々の御苦労をここで御紹介したいなと思います。

農村地区に住んでいる方は、一般ごみを町内に住んでいる兄弟、また、子供さんのところへ持っていって投げさせていただいたりしている方とか、また、御主人の勤務地にごみを積んでいってもらい、勤務先の収集箱に入れさせてもらっている方など、本当に大変苦慮されております。もう何とか改善いただきたいと考えます。

また、ちょっとあれなのですけれども、いかがでしょうか、そういう面の御苦労に対しまして。

**○議長（古舘繁夫君）**　民生部長。

**○民生部長（馬場博美君）**　基本的には、今のそういった声も聞きましたけれども、それぞれの地域については、その収集場所、農村地区であれば、一般ごみ以外については拠点収集、あるいは一般ごみについては戸別収集やってございますので、そういったことも十分理解しますが、基本的には、今の話については、原則的にはだめな話になるので、今後そういった声があるということを十分踏まえて、先ほど答弁をしましたとおり、収集体制の全体を考えて、今ある要望について、改善に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　５番中嶋すみ江さん。

**○５番（中嶋すみ江君）**　強く回収回数をふやしていただくことを希望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

次、３点目であります。

通学路の安全対策への取り組みについてでありますが、学校安全参考資料、生きる力をはぐくむ学校での安全教育を参考にされ、危険箇所の総点検を実施されたと思いますが、危険箇所数と対策必要箇所数をお伺いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　今回点検をした部分で、危険箇所というふうに報告したのが、報告学校であれば東陽小学校と旭小学校の２校が出てきておりまして、危険箇所については７カ所でございます。そのうち、旭小学校については、保護者等の協力で解決できるということで２カ所除かれておりまして、答弁書に書いたとおり、東陽小学校について、緊

急合同点検実施ということで、５カ所について点検をしたところでございます。

よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　５番中嶋すみ江さん。

**○５番（中嶋すみ江君）**　対策必要箇所は、２カ所ということでしょうか。今は危険な箇所が５カ所ということで、あと対策の必要な箇所数は２カ所でしょうか。７カ所と５カ所ではないですね。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　危険箇所と言われる部分で出てきたのは、繰り返しますけれども、７カ所ありまして、その中の７カ所のうち、２カ所については、保護者等の協力で解決できる。例えば、道路があって、町道があって、それを車が、親御さんが迎えに来たりするときに、出入りするということで一方通行にできないだろうかとか、そういうもので皆さん申し合わせして解決するとか、そういうことで旭小学校についての２カ所については解決できたので、最終的に問題とされた箇所については、５カ所ということでございます。

**○議長（古舘繁夫君）**　５番中嶋すみ江さん。

**○５番（中嶋すみ江君）**　今教えていただきまして、５カ所ということで理解いたしました。

その危険な箇所の対策として考えますと、学校周辺の道路は、適切な速度規制が必要と思います。公安委員会においても速度制限を検討しているとのことですが、歩行者優先の交通体系づくりが大事だと考えます。そのために、ゾーン３０、自動車の制限速度を３０キロ以下の標識とか表示、また、ハンプ、道路に凹凸があるように見せる表示などを行い、危険な場所を知らせる。また、認識させる取り組みが必要だと思います。いかがでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　今、議員がおっしゃつたとおりだというふうに認識しております。一つの国の検討の例を御紹介させていただきますと、ことしの６月２６日に３省庁、今回緊急合同調査を行った文部科学省、国土交通省、警察庁の中で、通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会を設置して、８月８日に意見の取りまとめをしたところであります。その中で、子供の命を守るための道路交通環境の整備についてということをまとめておりまして、その中の一つの提言として、安全な速度の一つの基準として、住宅地域内の幹線道路でないところについては、時速３０キロメートルにすることが大変有効であるという話を提言しております。

いずれにしましても大事なことは、通学路の安全確保の取り組みを進める上においては、地域の合意形成が必要。言うならば地域住民とか、保護者の理解がなければ、なかなか前へ進まないというところもございますので、その辺はいろいろ関係するところと十分話しながら、議員おっしゃった内容が実現できるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　５番中嶋すみ江さん。

**○５番（中嶋すみ江君）**　ぜひ実施に向かって進めていただきたいと思います。

次です。今後も児童生徒が安心して登下校する上で、通学路の安全点検、必要不可欠と考えます。そこで、これから毎年点検を継続して実施するお考えはあるか、お伺いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　通学路の点検については、基本的には随時しなければならないというふうに考えております。学校、教育委員会としましては、具体的には夏と冬には、最低２回は考えております。

そのときに、関係するところ、今回は三者でやりましたので、言うならば警察とか道路管理者に、その状況の情報の発信とか交換をきちんとしていかなければならないのかなと

いうふうに思っていますし、必要に応じては、今回のような緊急合同点検をする必要というふうに考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　５番中嶋すみ江さん。

**○５番（中嶋すみ江君）**　ぜひ子供たちを守るため、今、年２回やっているということなので、それをぜひ続けていただきたいと要望いたしまして質問を終了いたします。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　以上で、５番中嶋すみ江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を４時２５分といたします。

午後　４時１４分　休憩

---

午後　４時２５分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

１番新鞍峯雄さん。

**○１番（新鞍峯雄君）**〔登壇〕　私は、さきに通告いたしました１項目、１点について質問をさせていただきます。

学校生活といじめについてでございます。

質問の要旨は、いじめ問題に対する指導・取り組みについてであります。

昨年の３・１１、東日本大震災が発生いたしました。大震災で、本当に２万を超える多くの犠牲者が出たわけでございますけれども、命のとうとさ、大切さ、そして人と人との間の断ち切ることのできないきずなの大切さ、この言葉が日本、そして世界じゅうに広がったわけであります。

しかし、今教育現場では、いじめが原因と見られる自殺が、依然として後を絶たない現状であります。かけがえのないとうとい命が失われ、残された家族の気持ちは、言葉にならない悲痛な思いであります。

文部科学省では、いじめに関する専門的な指導、助言を行い、新たな組織を先月８月に設置し、全国の学校や教育委員会に通知されております。美幌町内の学校での現状は、どのように把握されているのでしょうか。

いじめの芽、作物に例えますと、土の中から出ようとしている芽でありますけれども、この芽は、どこにでも隠れているものであります。学校を管理されている教育委員会は、いじめ問題に対して、どのような指導などをされておられるのかお伺いします。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**〔登壇〕　新鞍議員の御質問に御答弁いたします。

いじめ問題に対する指導、取り組みについての御質問にお答えいたします。

本町の各学校における本年度のアンケート調査により、児童生徒からいじめをされたと子供が訴えた件数は、小学校で１７３件、中学校で８件で、合計１８１件ですが、学校が適切に対応した結果、痛ましい事案の発生のおそれのある、いわゆるいじめと認知した件数はございません。

その理由として、調査の回答が無視された、悪口を言われた、たたかれたなどの内容であり、担任の日ごろの見とりや指導のもとにした判断と、生徒指導部を中心とした全体的な検討の結果、この調査では、痛ましい事案の発生のおそれのあるいじめには該当しないと判断したためです。

また、ことしの夏期休業中に、小学校の保護者から１件相談があり、いつも遊んでいるグループから仲間外れにされているとの訴えがあり、始業式後に確認を行い、保護者に対し学校の対応方針を伝え、解決に向けて家庭での指導や対応についても依頼し、トラブルに発展しないよう、現在適切に対応しているところです。

このいじめ問題に対する日常の取り組みとしましては、常に実態の把握に努めるとともに、早期の対応が不可欠であり、子供たちの目線に立ち、いじめを受けた児童生徒の立場に立った的確な判断をとっているところであ

ります。

美幌町の児童生徒の相談先として、学級担任、学級担任以外の教職員、教育相談員、保護者や家族など、複数の人たちに相談しており、児童生徒にとって相談しやすい環境にあると考えております。

そのためにも、学校においては、まず一つ目として、いじめの定義などの自己点検の確認徹底として、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものという、いじめの認識を日々新たにし取り組むこと。

二つ目として、学校における対応体制の基本確認徹底として、いじめはいつでもどこでもあり得ることを深く受けとめ、学校のみの解決に固執することなく、学校外の対応についても積極的に、また、ささいな問題も軽視することのないよう、徹底していじめ、やられた児童生徒を守り通すという意識を教員一人一人が日々新たにして取り組むことの２点を確認し、常日ごろからの対応体制の徹底を図っております。

さらに、各学校の具体的な対応状況としまして、一つ目として、職員朝会、職員会議などにおける教職員の意識啓蒙、取り組み徹底の指示及び生徒指導関係の報告、連絡、相談などの情報を共有しつつ、学校一丸となって取り組みを徹底すること。

二つ目として、全校集会における全児童生徒へのいじめ問題の指導啓蒙。

三つ目として、生徒指導委員会などによるいじめ対策・体制の充実。

四つ目として、参観日など行事ごとの保護者懇談実施。

五つ目として、危機管理マニュアルによる具体的対応確認徹底。

六つ目として、情報の収集と保護者向け相談窓口明示並びに周知徹底。

七つ目として、教育相談や教師、生徒のふれ合い活動を通した生徒理解、コミュニケーション活動の強化。

八つ目として、学校だより、学級通信、啓蒙チラシなどによる全児童生徒、保護者への啓蒙・啓発などを初め、２者面談、３者面談などによる情報収集、相談実施などを含め種々の対応を講じ、今後も継続して教育関係者はもとより、関係機関・団体並びに家庭や地域社会との連携・協力のもとに、一層の取り組み徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、文部科学省、北海道教育委員会、美幌教育委員会では、子供の豊かな心をはぐくむ道徳教育の充実を目指して、道徳教育の充実推進に努めており、保護者や地域の方に、参観日などに道徳の授業を公開するなど、道徳教育の内容共有を図っており、文部科学省作成の心のノートを活用し、道徳の内容が家庭での話し合いにつながるよう、授業の工夫もされています。

今後とも、命の大切さについては、学習指導要領の趣旨並びに子供たちや学校、家庭、地域などと連携し、より一層の道徳教育の充実を図り、いじめは人間として絶対に許されない行為であるという意識を一人一人の児童生徒に徹底してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　１番新鞍峯雄さん。

**○１番（新鞍峯雄君）**　再質問をさせていただきます。

今回のいじめ問題に対しては、特別な思いを持って質問をさせていただきます。

命の大切さ、とうとさ、さらにきづなの大切さをみんなだれでも知り尽くしていながら、いじめ問題は全国的に増加の傾向にあります。悲惨な事故をなくすためには、いじめを減らすためには、ゼロに近づけるためには、それぞれ何をすべきか、どのような対応をすべきか、いじめ問題について私の持論、持っている意見であります。そして、提言等をさせていただきながら、教育長の考えをお伺いしてまいりたいと思います。

本町の各学校における本年度のアンケート調査によるいじめと認定した件数は、ゼロ件

との答弁でしたが、痛ましい事案の発生のおそれがなくても、１８１件の児童生徒は、無視された、悪口を言われた、たたかかれたなどをいじめと受けとめ、感じていたのであります。どこまで傷つくかは、いじめる側、あるいは周りで決めることではなく、いじめられる側がどう感じるかで決まると私は思います。いじめの定義について、教育長の考えをお伺いします。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　いじめのとらえ方については、新鞍議員がおっしゃるとおりでありまして、いじめられる側がどう感じるかということで、そのことについては同感であるというふうに考えております。

国の定義から説明をさせていただきますと、１９年度から実施しております文部科学省の調査によりますと、従来のいじめる側からの考え方を、いじめを受ける側に定義を改めたということであります。ですから、今回その教員の方々にも、そういうことをきちんと再認識をして進めてほしいという思いもあって、定義についての記述をさせていただいたところであります。

そのいじめかいじめでないかは、人により当然感じ方、それからとらえ方がさまざまで、すべての人が共通に同一の基準でとらえるのは、確かに難しいことであります。ただ、その中で大切なことは、そのことを明確にするよりも、いじめにつながる可能性のあるすべての事案について、適切に対応することであるというふうに考えております。

そして、そのいじめのとらえ方については、いじめを狭くとらえるのではなくて、子供のどのような訴えにも、きちんと耳を傾けるというのが基本であると考えております。

他県でのいざこざや、けんかなどと思われた行為が、結果的にその背景にいじめが隠れている場合があるということを今回の教訓として、常に念頭に置いて速やかな対応が必要であるのかなというふうに思ってますし、今回認知件数はゼロということではありますけれども、教師の目の届かないところで発生している可能性もありますので、その先生方のアンテナを常に高く上げて把握していただきいたというふうには思っている状況でございます。

**○議長（古舘繁夫君）**　１番新鞍峯雄さん。

**○１番（新鞍峯雄君）**　今、教育長の答弁にもございましたけれども、要するにいじめられた側に立っていろいろと対策を講じると。

よく最近の新聞を見ますと、本当に被害者が加害者のような立場になるという、結構そういう案件も多くて、あくまでもやっぱり常にいじめられた側に立つという、そういう考えは、本当に最も大事でないかと思っております。

今回のいじめに関するアンケート調査で、１８１件すべてがいじめには該当しなかったとあるわけですけれども、しかしこれはいじめの芽であり、この芽を少しでも早く見つけて摘み取ってあげることが被害を最小限に食いとめることになると私は思っています。

教育長に考えがございましたらお伺いします。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　いじめ対応の基本は、当然未然防止、早期発見、早期対応と、それとどんなに小さなサインでも見逃さず、耳を傾けるということが基本だというふうに考えております。

毎年児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査というのが文部科学省で実施しておりますけれども、その中でいじめの発見のきっかけというのは、どういうときに見つけられたかという一つ項目があります。その中で、ちょっと御紹介をさせていただきますと、例えば小学校では、やはりアンケート調査など、学校の取り組みにより発見されたというのが６７．６％、学級担任が発見９．８％、それから当該、言うならば、いじめられている生徒からの保護者の訴えが９．１、本人からが６．２ということで、この４項目が、やはり大きい項目になっておりま

す。

中学校でいけば、この中でちょっと変わってくるのが、アンケートと学級担任が発見というのは同じなのですが、やはりみずからの訴えというのが、保護者からの訴えよりも多いという状況でございます。

また、道教委におきましても、２３年度からは年２回実施しておりまして、例えば取り組み状況については年２回、それから対応状況については、３回報告をすることになっておりまして、そういった中で、今回の１８１件の実態を答弁の中で報告をしたところでございます。

日常的なやっぱり先生と生徒の関係とか、学校全体、それから組織全体の未然の防止のための取り組みの一定の効果を上げているということであると私は信じておりますし、今以上に強化もしていきたい。その中で、やはり子供たちの声を聞く努力を学校は、特に教師の方々はしていただきたいというふうに思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　１番新鞍峯雄さん。

**○１番（新鞍峯雄君）**　先ほどの答弁にございましたけれども、最初の答弁ですね。いじめを受けている児童生徒にとって、相談先が豊富で相談しやすいこの町内の学校、環境に恵まれているということは、心強いことであります。しかし、中にはどこにも相談しない、ＳＯＳを出さない子供もいます。それはささいなことでも精神的にダメージを受けているため、相談するとか、救いを求めることさえ思い浮かばない。逆に、自分を追い詰めてしまう、あるいはいじめられていることは格好悪く、自分が情けない、親にだけは弱音を吐きたくないと思っております。

ところが、いじめられている子供は、加害者に対しては悔しい気持ちを持っているけれども、学校や親、家族には自分の気持ちをわかってほしいというほうが強く、本当は話を聞いてもらいたい。このような相反する、いわば矛盾する複雑な心が動いているとき、子供は何らかのサインがあり、だれかが気がつくはずです。このわずかなサインをとらえて適切に対応することが非常に大きなポイントではないかと思われます。教育長の考えをお聞かせください。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　いじめられているときに、本当に一人で悩まずということで、友達や担任の先生、それから養護教員、学校長、教頭など、また、その家庭、地域の方々に相談するように指導はしております。それはそれで、今本当に新鞍議員がおっしゃったように、なかなかそこまでは、そう思っていてもそこまで行かないというのもあるのかなというふうに私も感じるところであります。ですから、子供が何でも相談できる雰囲気をつくることが必要だということにおいて、そういう子供たちに何とか伝える方法として、今例えば２４時間いじめ相談ダイヤルとか、リーフレットを全児童生徒に配布したりしております。

北海道の教育委員会においては、いじめ相談電話というか、カード型のものを全員に、これも低学年から中学生まで、内容は同じなのですけれども、きちんと電話番号を書いたカードとしてお渡ししておりますし、美幌町においては、年１回でございますけれども、広報に教育相談室のお知らせも載せてございます。今年度は６月号に載せておりまして、これは児童生徒、それから保護者に対する呼びかけとして、あなたの悩みを相談くださいということで、皆さんにお知らせもしてますし、また、教育相談室も名刺サイズのカードを生徒に配っていると。何とかそういった中のものを使って、なかなか相談できない生徒、児童が連絡をとっていただきたいというふうな思いはございます。

また、子供がいじめられていると発しやすいサインなんかも、やっぱり私ども学校はもとより、やっぱり保護者、それから地域の者はやっぱりきちんと見る必要があるのかなというふうに思っています。例えば、何かちょっと服装が異常に汚れているとか、それ

からふだんは明るかったのだけれども、何か口が急にきかなくなったりとか、何か今そういう兆候が、サインがあるのかなと思いますし、逆にいじめ側に荷担しているほうも、何か普段持ってないもの、あれこんなものを子供に与えたのだろうかとか、そういうものを持っているとか、やっぱりそういうことは、いじめを受ける側でなくて、その荷担する可能性もあるので、それはやはりきちんと見定めていかなければいけないのかなというふうには思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　１番新鞍峯雄さん。

**○１番（新鞍峯雄君）**　美幌町内の学校では、８項目という対応策をもとに、いじめ問題には万全の体制で取り組んでいることがよくわかります。

答弁にありますけれども、常に実態の把握に努めるとともに、早期の対応が不可欠であり、子供たちの目線に立ち、いじめを受けた児童生徒の立場に立った的確な判断をとっていること。さらに、ささいな問題も軽く見ることのないよう、徹底していじめられた児童生徒を守り通す、まさにこのとおりであります。

いじめ問題に対する指導、取り組みの基本的な考えで、対応策として非常にわかりやすいと思います。

対応策の一つ目で、いじめの定義について一定の文書といいますか、文言でありますけれども、これを定めて、いじめの認識を日々新たにし取り組んでいるとありましたけれども、先ほどの最初の、いじめの最初の教育長の答弁、いじめの定義についてお伺いして、今話を聞いたわけでありますけれども、私はこのいじめという言葉に関して、定義は当てはまらない、当てはめてはいけないのではないかという考えであります。

先ほども述べましたけれども、例えば無視された、悪口を言われた、たたかれたなど、起きた事実をしっかりと把握して、どう対応するか、その判断に対する誤りは、許されるべきものではありません。

程度とか、大きい、小さいなどの違いがあっても、いじめを受けた子供は、精神的にはいじめられたと感じ、一度は傷ついているのであります。

全国で起きているいじめによる被害の実態、その内容を見ると、あらゆる角度を調査した結果、いじめには該当しなかった。しかし事故は起きてしまった。結果的には、いじめに対する判断の誤りであった、このような事例が余りにも多く、今もなお起きている現状です。

いじめは、被害者の体に心の傷をつくり、そして時には治ることのないしびれや傷跡を残し、さらに意識不明の重体から命をなくすなど、場合によっては重大な犯罪行為であり、学校や地域の教育環境を壊してしまうものでもあります。

学校はもとより、保護者や地域の人々も見逃さない、許さないという意識を共有することが大切でありましょう。いじめ問題の原点は、いじめに枠はない、すべてがいじめととらえるのが基本であると思います。教育長の考えをお伺いします。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　対応策の中で、いじめの定義については、先ほど述べさせていたとおり、１９年度から考え方が、当然の考え方になったというふうな認識でございますけれども、いじめを受ける側の定義になったということで、それを学校の中においては、先生方、日々新たにしてということで、そのことを必ず最初にやっぱり頭の中に描いてということで答弁したものでありまして、どの子供にも、どの学校にも起こる得るというものの認識の中で、いじめを受ける側の論理であることを十分に認識して取り組むということを示したものであります。

議員おっしゃったとおり、いじめには枠はなく、すべてがいじめととらえるのは基本ということについては、もうそのとおりだというふうに思っております。

特に、今回児童生徒がみずから命を絶つと

いうようなことが、そういう事件が相次いだこともあって、先ほどの内容ともちょっと重なるところはありますけれども、いじめ問題の対応ということについて、再度何点か述べさせていただきますと、いじめられる子供を最後まで守り通すと。言うならば、児童生徒の生命、身体の安全を預かる学校としては、それはもう当然の責務だよというのが、まず一つであります。

それから、同時にいじめられるということよりも、いじめる子に対しても毅然とした対応と、やはりその粘り強い指導によって、いじめは絶対に許されない行為であること。ひきょうで恥ずべき行為であるということをきちんと、これもやっぱり認識させなければいけないのかなというふうに思っています。

それから、いじめは子供の命にかかわる大問題としてとらえて、学校においては、いろいろな問題もあるんでしょうけれども、やはり最優先、最上位において、きちんと学校内での緊密な連絡・協力体制を整えていくことが必要であるということでもあると思います。

また、子供たちにも命を大切にする指導を徹底するということでございます。

あとは、子供自身たちも、今はどちらかというと、子供たち自身においてもいじめは絶対許されないという気持ちを持つとともに、子供同士がお互いに声を出し合うとか、何か行動をとっていただいて、いじめを容認させないという風土づくりを進めることが重要でありまして、そのことはやはり教師がきちんと道徳の時間を初め、学級活動や児童会や生徒会活動の中で、子供たちにそういう機運を高めていっていただきたいというふうに思っております。

最後に、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るという認識を持った上で、答弁書にも書いてございますけれども、いじめは人間として絶対許されないことであり、生命にかかわる問題であるということをしっかり子供たち、私たちが認識する必要があるというふうに考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　１番新鞍峯雄さん。

**○１番（新鞍峯雄君）**　美幌町の学校のように、いじめ問題に対しても、このような万全体制で日々をしっかりと取り組んでいると思います。しかしながら、時には組織機能が生かし切れないこともあるのではないかと思います。

そこで、求められるのは、どんな場合であっても、子供たちの発信するわずかなサインを見逃すことなく、いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行い、学校、家庭、地域、そして教育委員会など、関係者全員が一丸となって力を合わせて解決していかれることを心からお願いをして、いじめ問題に対する私の質問を終わります。

**○議長（古舘繁夫君）**　以上で、１番新鞍峯雄さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

---

**◎散会宣告**

**○議長（古舘繁夫君）**　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日は、散会します。

午後　４時５９分　散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員